

（国家賠償請求事件、青森地裁弘前支
部昭五二(ワ)二五一号、昭56・4・27
判決、一部認容（控訴）

△参照条文▽ 一につき、国賠法一条

二につき、国賠法四条、民
法七二〇条・七二一条

凡 例

一 略語

「原一審」「原一審裁判所」——青森地方
裁判所弘前支部

「原二審」「原二審裁判所」——確定判決
をした仙台高等裁判所

「棄却審」——再審請求棄却決定をした仙
台高等裁判所

「異議審」——再審開始決定をした仙台高
等裁判所

「再審」「再審裁判所」——再審判決をし
た仙台高等裁判所

二 証拠の表示

本判決理由のなかで引用する書証は、す
べてその成立(写真についてはそれぞれ提
出者主張のとおり)の状況をその撮影年月日
に撮影したものであること、写で提出され
たものについては原本の存在とその成立
に争いがないものであるから、いちいちその
ことをことわらない。

昭和五二年(第二五一号)国家賠償請求事件

判 決

原 告 那 須 隆

△ほか九名▽

右一〇名訴訟代理人弁護士

南 出 一 雄

同 松 坂 清

同 青 木 正 芳

同 竹 田 周 平

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号

被 告 国

右代表者法務大臣

奥 野 誠 亮

右指定代理人

宮 村 素 之

△ほか四名▽

主 文

一 被告は原告那須隆に対し金九六〇万

二四〇二円及びこれに対する昭和五二
年一〇月二十八日から支払済みまで年
五分の割合による金員を支払え。

二 原告那須隆のその余の請求及びその
余の原告らの請求をいずれも棄却す
る。

三 訴訟費用は、原告那須隆と被告との
間においては、原告那須隆に生じた費
用の五分の一を被告の負担とし、その
余は各自の負担とし、その余の原告ら
と被告との間においては全部その余の
原告らの各負担とする。

四 この判決は第一項に限り仮りに執行
することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告は原告らに対し、それぞれ別紙
(一)請求金額明細表中「請求金合計額」欄記
載の各金員及びこれらに対する昭和五二年
一〇月二十八日から支払済みまで年五分の
割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 無罪判決確定に至る経緯

(一) 原告那須とみ(以下「原告」とみ)と
いう。その余の原告についても、以下姓を
省略し、名のみで表示する。)は、亡
[昭和四六年九月一七日死亡、以下
「亡」]という。)の妻であり、原告隆
を含むその余の原告らは、いずれも右兩名
の間に生まれた子である。

(二) 原告隆は、昭和四四年八月二日、
弘前大学教授松永藤雄の妻 [] を殺害し
たとの被疑事実により逮捕されて、勾留、
鑑定留置された後、同年一〇月二日には
別件の銃砲所持禁止令違反の被疑事実で
も逮捕、勾留されて、身柄拘束のまま、同
月二日、同令違反の罪で青森地方裁判所
弘前支部に起訴され、さらに、同日前記殺
人の罪により再逮捕されたうえ、これにつ
いても身柄拘束のまま、同月二四日、別紙
(一)記載の公訴事実により同支部に起訴され
た。右両事件を併合審理した同支部は、昭
和四六年一月二日、殺人の点につき無罪
の判決を、銃砲所持禁止令違反の点につ
いては罰金五〇〇〇円に処する旨の判決を
言い渡したので、原告隆は同日一旦身柄の
拘束を解かれたが、同判決に対し検察官か
ら控訴がなされた。原二審裁判所は、昭和
四七年五月三十一日、原判決を破棄し、殺人
及び銃砲所持禁止令違反の各罪につき、
原告隆を懲役一五年に処する判決を言い渡
した。そこで、原告隆は右有罪判決に対し
上告したが、これが容れられず、昭和二八
年二月一九日上告棄却の判決がなされ、前
記有罪判決は同年三月三日確定した。原告

隆は、原二審裁判所において前記有罪判決
が言い渡された後の昭和四七年六月五日か
ら再び身柄を拘束され、以来この状態は仮
出獄をする昭和三八年一月八日まで続い
た。

(三) 原告隆は、昭和四六年七月十三日、
殺人に関する有罪判決について再審請求を
行ったところ、仙台高等裁判所は、昭和五
一年七月一三日、再審開始の決定をなした
うえ、審理の結果、昭和五二年二月一五
日、殺人の点に関する検察官の控訴を棄却
する旨の判決を言い渡した。そして、同年
三月二日右判決が確定すると同時に、原告
隆に対する殺人の点についても無罪が確定
した。

2 被告の責任

(一) 殺人の点につき原告隆を有罪とすべ
き証拠は何か一つ存在しなかったにもかかわ
らず、前記一記載のとおり、原告隆に対し
有罪判決が言い渡され、原告隆がその刑の
執行を受けたのは、以下に述べるような捜
査、訴追、裁判各機関の故意または過失に
よる違法行為に基づくものである。

(二) 捜査機関の不法行為
(1) 原二審の前記有罪判決において
は、原告隆が着用していた海軍用開襟白シ
ャツ(以下「本件白シャツ」という。)に
殺害された被害者の血液型と同じ血液型の
血痕が付着していたとされ、これが最も重
要な直接証拠となり、原告隆が犯人と認定
されたのであるが、本件白シャツが押収さ
れた当時、右血痕は付着していなかったも
のであって、これは当時の捜査当局が押収

後偽造したものである。

(2) また、原二審の有罪判決においては、原告隆が使用していた白ズック靴（以下「本件白靴」という。）の斑痕も人血痕とされ、その旨の鑑定書も作成されていたことから、有罪認定の直接証拠とされたが、右斑痕は血痕ではないうえ、人血痕であるとの右鑑定書は、事実に基づかないで作成された虚偽のものである。

(3) さらに、捜査官は、原告隆を犯人と決めつけ、事件発生の日にはいまだ被告人も判明していなかったにもかかわらず、これが判明していたかの如く仮装するため、事件発生の日には実況見分を実施し、同日付で作成されたその調書にまで「被疑者那須隆」と記載しているのだから、これらのことからしても捜査官が後日実況見分調書を書き変えたことは明らかである。

(4) 以上のとおり、誤判を生み出した違法行為は、まず、捜査官の右のような違法な捜査活動に存したのである。

(三) 検察官の不法行為

(1) 見込み逮捕、勾留等の違法な捜査の経緯

昭和二十四年八月二日夜、原告隆が友人である[]宅に遊びに行った際、同人宅に預けて来た本件白靴を、同夜たまたま同所に立ち寄った警察官[]が本人の同意も得ずに勝手に持ち去り、これを弘前市警察署長山本正太郎らに示したところ、

同署長らは適式な手続を踏むことなく、当時公安委員をしていた松木明宅に持参して

同人にその鑑定を依頼した。右鑑定の結果によっても、原告隆が犯人であるとの明確な結論は出されなかったにもかかわらず、事件発生後犯人割り出しの見通しが立たず、焦っていた右山本らは、同月二日、原告隆を単なる見込みで逮捕した。逮捕当日、右山本らは、原告隆の自宅から本件白シャツ等を押収したが、これらも全くの見込みによるものであったため、犯行と結びつくものは何も得られなかった。そこで、翌日、再び強制捜査をなして同原告の自宅からシャツ等の衣類多数を押収したばかりでなく、同月二五日にも任意提出の形式で残りの衣類を押収した。これらの押収は、見込みで逮捕したことを上回る見込み押収であり、何かあるのではないかという漠然とした容疑に基づくもので、実質的には明らかに違法なものである。青森地方検察庁弘前支部検察官は、右のような捜査の状況を十分把握していたのであるから、これを直ちに是正すべきであったのに、これを怠り、かえって殺人の被疑事実につき勾留の請求や勾留延長の請求をなし、違法な捜査を黙認継続した。

(2) 違法な鑑定留置による身柄拘束

勾留期間満了間近になった昭和二十四年九月一日から同月二日にかけて、各鑑定の結果によっても本件白シャツ、本件白靴からは原告隆と犯行とを結びつけるものは全く得られず、他方、同原告は取調べにおいても終始一貫して無実を主張し続けていたのであるから、検察官としてはもはやこれ以上同原告を勾留することは法律上許さ

れないことであって、直ちに同原告を釈放すべきであったところ、違法にも精神鑑定に名を借り、身柄の拘束を継続した。しかも、鑑定留置するに当り、検察官が求めた鑑定事項は、「被疑者那須隆の本件犯行当時及び現在における精神状態」という内容のもので、原告隆が犯人であることを前提とした極めて危険、かつ、違法性の強いものであった。

(3) 公訴提起の違法性

(1) 検察官が原告隆を殺人の罪で起訴するに先き立ち、同原告を逮捕、勾留するに至ったのは、同原告が[]宅に預けていた本件白靴を持ち出し、その鑑定を松木明医師に依頼したところ、右白靴に被害者の血液型と同じB型の血痕が付着していたとの鑑定結果が出たことによるものである。ところが、逮捕請求前に行った本件白靴の鑑定の結果及びその後になされた二回目の鑑定結果を合わせ記載した松木明作成の昭和二十四年一月四日付鑑定書には、血液型についての記載はなく、かえって血液型については試料不足のため検出不確定であったと記載されており、したがって、検察官が逮捕請求の資料とした鑑定結果は実際には存在しなかったことが明らかである。しかるに、検察官は、右事実を知りながら、右松木明作成の昭和二十四年一月四日付鑑定書の存在を秘し、かつまた証拠が偽造されたことを知悉しておりながら、原告隆に対し本件白シャツや本件白靴を示して取り調べたことは一度もなく、右鑑定書と全く異なる内容の本件白靴に関する松木

明、[]作成の同月一九日付鑑定書を証拠として原告隆を起訴したのである。しかも、右鑑定書は、[]、平嶋侃一作成の昭和二十四年九月二日付鑑定書の内容と照らし合わせて検討するとき、鑑定の対象となった資料（本件白靴）が、松木明作成の同年一月四日付鑑定書のそれと果して同一のものであるか否かにつき多大の疑惑を禁じえないものである。

(4) また、検察官は、本件白シャツに

附着している斑痕が人血であるか否かについても疑問を抱き、昭和二十四年一月四日付捜査嘱託書をもって東京地方検察庁に対して調査を依頼したが、その調査結果によっても右疑問点を解明しえなかったにもかかわらず、三木敏行に対し、本件白シャツに附着していた斑痕が人血であることを前提として鑑定を依頼し、その結果作成された鑑定書が提出されるや、自らの疑問を暗らそうとせず、かつ、前記調査結果を無視し、右三木鑑定書に依拠して公訴を提起した。

(4) 訴訟進行の違法性

検察官は、その職務上真実義務を負っているのに、(1)当初の逮捕、勾留に関する資料を弁護人の要求や裁判所の勧告にもかかわらず無罪判決確定に至るまで開示、提出することをかたくなに拒み、(2)捜査過程において作成された矛盾する鑑定書の一部を再審公判まで隠匿し続け、また、当初の鑑定書や鑑定経緯を明らかにする資料の公判廷への提出を拒み、(3)検察官請求の証人引田一雄に対しても、鑑定経緯の矛盾や証拠

偽造が発覚することを恐れて偏執な尋問態度をとり続けるなど、訴訟追行の過程において、真実が解明されることを妨げる行為を繰り返し、誤判の原因を作った。

(5) 以上のとおり、青森地方検察庁前支部検察官は、原告隆が殺人の件につき無実であることを知りながら、または、通常の検察官に要求される職務上の注意義務を怠り、証拠を検討すれば、同原告が無実であることを容易に知りえたのに、これを怠り、逮捕、勾留、鑑定留置等を繰り返したうえ、これに基づく公訴の提起とその追行等の違法行為をなしたほか、証拠のねつ造を知り、または法律家として最少限度の注意をもってすれば容易に知りうる立場にありながら、これを看過してこれらの証拠を法廷に提出し、他方、重要な証拠を隠匿するなどの違法行為を重ね、誤判の原因を作り出した。これら検察官の違法行為は、本件誤判原因の基本的なものである。

四 裁判所の不法行為

(1) 原二審裁判所は、原一審裁判所の無罪判決に深く考察を加えるべきところ、予断と偏見にとられ、(イ)本件白シャツの血痕に関する疑惑や鑑定人の偏った態度に気付かず、これらを看過し、(ロ)本件白靴の斑痕についての考察も行わず、(ハ)動機や目撃者に関する証拠も十分に検討しないなど自由心証の範囲を大きく逸脱し、結局原告隆を犯人とすべき証拠が何一つ存在しなかったのに、これに気付かず、有罪の認定をした。これは、通常の裁判官であればなさなかつたであろう経験則を著しく逸脱

した事実認定であるから、原二審裁判所は、その職務遂行につき、注意義務を怠った過失があったものといわなければならない。

(2) さらに、上告裁判所が本件につき判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反することを看過し、上告を棄却したことも過失によるものである。

(ロ) 被告は、捜査、訴追、裁判各機関の職務上の不法行為について責任を負う立場にあるものであるから、国家賠償法一条により、原告らの被った損害を賠償する責任がある。

3 損害

(一) 原告隆

(1) 逸失利益

原告隆は、逮捕された昭和二十四年八月二日当時、二五歳の独身青年であった。旧制中学校を卒業している同人は、当時無職ではあったが、試験を受けた上で就職すべくその申込みをし、待機中であつたから、本件での災難にあわなければ、昭和二十四年八月二日から仮出獄した昭和三十八年一月八日までの間、通常の形で稼働し相応の収入を得ることができたはずである。この間の逸失利益の計算方法としては、昭和二十四年九月以降の賃金センサスを基礎に年毎の逸失利益を算定し、これに遅延損害金を付して総額を算出するのが通常であるが、本件においては、昭和二十四年以降の賃金センサス等の資料不足と大幅な貨幣価値の変動という特殊事情があるため、通常の計算方

法は妥当しない。本件のように冤罪で二八年間も社会的経済的活動を否定されてきた者がその獄中であつた期間の逸失利益とその運用の可能性を考えるに当たっては、このような請求権が具体的に発生した時点で平均的社会人として稼働すれば得られるであろう賃金の総額として計算する方法、すなわち、昭和二十四年九月から昭和三十八年一月までの間に稼働すれば得られるであろう賃金を無罪が確定した昭和五二年に一気に補償したとするならば、どのような賃金を得ることができるといふ観点から算出するのが最も妥当な方法である。この方法で、労働省労働大臣官房統計情報部編労働統計要覧(一九七七年版)の旧制中学校卒業の管理・事務・技術労働者(男)の平均現金給与額表をもとに計算すると、次のとおりであるが、本件では内金として金三四二四万二七〇〇円を請求する。

- (イ) 二七歳から二九歳までの三年間 金六一六万六五〇〇円
- (ロ) 二七歳から二九歳までの三年間 (129,400 × 12 + 502,700) × 3
- (ハ) 三〇歳から三四歳までの五年間 金一三〇一万八〇〇〇円 (161,300 × 12 + 668,000) × 5
- (ニ) 三五歳から三九歳までの五年間 金一四七六万五〇〇〇円 (180,800 × 12 + 738,400) × 5
- (ホ) 四〇歳までの五か月間 金一三五万一〇〇〇円
- (ヘ) 合計 金三三三〇万〇五〇〇円
- (2) 慰藉料 金八〇万円

原告隆は、昭和二十四年八月二日逮捕されてから昭和三十八年一月八日まで拘禁生活を余儀なくされ、さらに昭和五二年三月一日まで殺人者の汚名を着て、社会生活においてもひっそくした生活を強いられたが、この間に同人が失ったものはもはや取り返しがつかない。また、同原告は、昭和三十八年一月に出所後稼働したが、高年齢になつてからの就職であつたため、同年齢で若い時期から働いていた人が年功序列型の日本の賃金体系の中で得ていた賃金と同程度のものを直ちに得ることはできなかった。これらの要素を考慮すれば、原告隆が二八年間冤罪により社会的生命を奪われ続けた精神的損害に対する慰藉料は、少くとも金二〇〇万円が相当である。

(3) 裁判費用

原告隆は、再審請求をしてから再審開始決定を経て無罪判決確定に至るまでの間、裁判費用として多額の出損を余儀なくされたが、本件で請求している金六〇〇万円の内訳は次のとおりである。

- (イ) 再審請求事件(棄却審、異議審の双方を意味し、再審公判を含まない。以下同じ)において、南出一雄、松坂清、青木正芳の三名の弁護士に支払った着手金及び成功謝金 金三〇〇万円
- (ロ) 再審請求事件において、右三名の弁護士に支払った左記出張に要した旅費、日当の合計額 金一五〇万円
- (ハ) 右三名の弁護士が裁判記録謄写等に要した費用 金八〇万円
- (ニ) 右三名の弁護士以外の弁護士に對

		証拠調期日(昭和年月日)	証拠調をした場所(都市)	証拠調の内容
1	四七・三・八		仙台台	証人尋問
2	四七・三・二七(四七・三・三一)		弘前	証人尋問、検証
3	四七・四・一		八戸	証人尋問
4	四七・七・一〇		東京	右同
5	四七・七・一九		仙台台	右同
6	四七・八・八、四七・八・九		東京	右同
7	四七・二・一九		東京	右同
8	四八・九・二六		弘前	右同
9	五一・三・五、五一・三・六		東京	右同
10	五一・三・二五		仙台台	右同
11	五一・四・二六		弘前	右同
12	五一・五・三一		仙台台	右同

する謝礼(記念品代)、原告隆本人の出廷旅費、弁護士調査旅費等の諸経費

金七〇万円

(4) 補償金の受領

原告隆は、昭和五年八月三〇日、刑事補償法に基づく補償金として金一三九九万六八〇〇円の交付を受けた。

(一) 原告らが相続した亡の損害

(1) 財産的損害

亡は、昭和二四年当時、(イ)弘前市大字在府町、(ロ)宅地二九二坪五合、(ハ)同所所在、家屋番号 大字在府町、(ニ)木造瓦葺メッキ鋼板平葺家建居宅一棟、建坪三三坪五合及び(ヘ)同平家建物置一

棟、建坪四坪五合を所有していたが、昭和二六年一月二七日と同年一月一九日の二回にわたり、代金合計六六万三五〇〇円で右土地建物を売却し、その売却代金の半額を原告隆の弁護士に對する支払いや裁判記録の謄写費用等に費やした。これは、不法行為としての本件捜査、訴訟に對する防禦活動のために支出を余儀なくされた金員であるから、原告隆に對する不法行為と相当因果關係があることは明らかである。しかも、この損害は、二八年後にしてはじめて損害賠償請求が法的にも可能になったものであるから、損害額の算定にあたって單純に二八年前の交換価格を基礎にすることは

あまりにも不当である。本件においては、支出を強いられることになった金員を工面するために資産を売却するという形で失うに至ったその経済的事象全体を見なければ、損害の実態を正確に見たことにはならない。そこで、亡が売却の形で失った前記土地建物を現在買戻すと仮定した場合の価額を算出し、その半額は損害として当然に請求しうると解すべきである。ところで、売却した土地の昭和五四年年度の固定資産税評価額は八六二万八九七二円(建物は現存しない)であるから、これと時価との常識的な金額差を考慮したうえ、右の考え方に従うとすれば、亡の財産的損害として金八五〇万円は少なきに失するとはあつても、多額に過ぎることはない。

(2) 慰謝料

亡は、関係各機関の前記不法行為により、突然わが子に殺人犯の汚名が着せられることになり、その社会的名誉を一挙に失った。特に同人は長い間裁判所に勤務していた経歴を有する者であるだけに、その後の生活は、社会生活の前面に出ることが非常に困難になり、俗にいう日影の生活に陥ってしまったことは理解に難くない。同人はいつか冤罪を晴らすべく、服役中の原告隆を激励し、かつ、再審請求のため多大の努力を続けたが、ついにわが子が汚名を晴らす様子を見ることもなく、永遠の眠りについた。このように、亡の被った精神的苦痛は、原告隆が生命を害されたときにも比肩すべきものであるから、自己の権利として慰謝料を請求しうるところ、その

慰謝料額としては少なくとも金五〇〇万円が相当である。

(3) 相続

原告らは、昭和四六年九月一七日、亡の死亡により、同人の被告に對する右(1)及び(2)の損害賠償請求権を別紙(イ)の請求金額明細表中「亡の損害賠償請求権の相続分」欄記載のとおり相続した。

(イ) 原告とみ

原告とみは、亡と同様の事由により、原告隆が生命を害されたときにも比肩すべき精神的苦痛を被ったから、自己の権利として慰謝料を請求しうるところ、その慰謝料額としては少なくとも金五〇〇万円が相当である。

(ロ) その他の原告ら

その余の原告らは、すべて原告隆の弟妹であり、昭和二四年八月当時、原告隆が婚姻により、原告隆が勤務のため別居していたほかは原告隆と同居していた者であるが、原告隆が殺人者の汚名を着せられたため、ある者は嫁ぎ先で夫の実家及びその親族から一切の交際を断られ、夫死亡後は全く没交渉となり、先祖の祭祀にすら関与させられない扱いを受けるに至った。また、ある者は、看護婦としての勤務も担当患者から拒まれ、勤務先からは国家試験受験手続すらとってもらえず、昇給等でも差別されたため、国立病院から退職を余儀なくせざるを得ない事態に至った。また、ある者は教職に留まることが許されず、併して他に転職せざるを得なくなり、ある者はい

たん決定した就職が身許調査により取り消されるなどし、ある者は上司から職場の男性と親しくしないよう注意されたばかりでなく、普通の勤務態度でいることすら否定され、ある者は勤務先で店員として稼働中あるいは通勤途中、「人殺しの邪須の身内」という呼ばれ方をするなど、一家を歩くとその人格を無視されるような社会生活を強いられてきたのである。これは単に社会的な扱いにおいてだけでなく、原告隆が有罪判決を受けた際負担を命ぜられた訴訟費用について執行免除を申し立てた裁判の中でも、父母に資産があり、弟妹が稼働して収入があるのであるから免除しないとされ、実質的には原告ら全員にその支払義務が確認されるなど、原告ら全員が冤罪の汚名のもとに生活することを強いられたのである。これらの社会的、法律的処遇は、すべて前記誤判とこれを生み出した前記各機関の不法行為に基づくものであり、このために原告隆及び同とみを除くその余の原告らは、原告隆が生命を害されたときにも比肩すべき精神的苦痛を受けたから、被告はその余の原告らに対し、各金三〇〇万円

の慰謝料を支払うべきである。

(四) 弁護士費用

原告らは、本訴の提起、追行を南出一雄ら四名の弁護士に委任したから、原告らは少なくとも請求額の各一割(原告隆については金四七〇万円)を弁護士費用として右弁護士に支払う義務があると、これも本件不法行為と相当因果関係のある損害であるから、被告はこれを賠償する責任があ

る。

(六) 以上によれば、原告らの請求額は、原告ら各自の被った損害額に亡■の損害賠償請求権の相続分をそれぞれ加算したうえ、原告隆についてだけは損害の填補を受けた分を控除し、これに右(四)記載の弁護士費用を各加算した額となるが、これを表にすれば、別紙(一)のとおりである。

4 よって、原告らは被告に対し、国家賠償法一条または民法七〇九条ないし七一一条に基づき、損害賠償として別紙(一)の請求金額明細表中「請求金合計額」欄記載の各金員及びこれらに対する本件不法行為の日より後である昭和五二年一〇月二八日から各支払い済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めらる。

二 請求原因に対する認否

1 請求原因一(一)ないし(三)は認める。

2(一) 同2(一)につき、再審判決において、「本件が被告人(原告隆を指す)の犯行であることを認めるに足る証拠は何一つ存在しない」旨の判示がなされたことは認めるが、その余は争う。

(二) 同2(二)のうち、原二審の有罪判決においては、本件白シャツに血痕が付着していたとされ、これが直接証拠となつたことと、本件白靴の斑痕も人血痕とされ、これが直接証拠となつたことは認めるが、その余はすべて争う。

(三) 同2(三)はすべて争う。

(四) 同2(四)のうち、原二審裁判所が有罪の認定をしたこと、上告裁判所が上告を棄却したことは認めるが、その余は争う。

(五) 同2(五)のうち、被告が裁判官、検察官の各職務行為につき国家賠償法上の責任主体であることは認める。

3(一) 同3(一)のうち、原告隆は、逮捕された当時二五歳の独身青年であつて、旧制中学校を卒業しており、当時無職であつたこと、同人は昭和三八年一月八日まで拘禁生活を余儀なくされたこと、昭和五二年八月三〇日、刑事補償法に基づく補償金として金一三九万六八〇〇円の交付を受けたことは認めるが、その余はすべて争う。

(二) 同3(二)のうち、亡■は原告隆の父であり、同人が裁判所に勤務していた経歴を有すること、同人は昭和四六年九月一七日死亡したことは認めるが、その余はすべて争う。

(三) 同3(三)につき、原告とみは原告隆の母であることは認めるが、その余は争う。

(四) 同3(四)のうち、その余の原告らの身分関係及び訴訟費用執行免除の申立てがなされ、これが却下されたことは認めるが、その余はすべて争う。

(五) 同3(五)は争う。

4 同4は争う。

三 被告の主張

本件における被告の主張は、被告提出にかかる別紙準備書面(一)ないし(四)記載のとおりである。

四 被告の主張に対する原告らの反論

被告の主張は刑事裁判の手續形成の重要な意義を理解せず、鑑定書の記載についても初歩的ルール等を全く無視した暴論で理解に苦しむものであるが、一応問題点ごと

にその誤りを指摘して行くこととする。

1 松木明、■の鑑定人としての資質について

松木明は確かに生人血液の鑑定を多く手がけていた医師であるが、同人の研究テーマは人間の血液型の分布等、人間から血液を採取してのそれであり、法医学的なものとは全く異なっていた。しかも、同人は、斑痕が人血痕であるか否かについて鑑定をしたのは本件が初めてであるというのであるから、本来、鑑定人となり得る資格があつたかどうかさえはなほ疑問なのである。再審請求が問題になつた段階で、同人ははじめて自分のなした鑑定につき正式の鑑定という名に値するものではない旨供述しているが、そうだとすれば当初から鑑定書を作成提出すべきではなかつたのである。

また、■は更に資質に欠けるもので、鑑定人としての適格を有しなかつたのである。にもかかわらず、何故か共同鑑定人という形で責任を分担しながら、あなたも通常の鑑定人のごとくふるまつたところにごそ問題があつたのである。

2 松木明、■の作成した鑑定書の無価値性について

被告は、右兩名が二度に亘つてなした鑑定を一通の鑑定書にまとめたものであつて、実際の鑑定作業も鑑定書に記載されてある日時に行なつたものではなく、別の時期に行なつたものであり、鑑定書には記載されていないが、鑑定の結果はすでに出ていたし、対照試験は血痕の付着していた付

近を切りとって行なうことは通常考え難いことであり、Q式検査等も経験のないものをはじめやっても十分にやれるうえ、鑑定書の作成年月日が不正確であっても鑑定結果には何ら影響を及ぼすものではなく、ましてやメモ的なものを適当に鑑定書に書き直したので誤りが生じたのは仕方ないことであるなどといった主張を繰り返して、被告に都合の良い構成をしようとする。

しかし、実際は昭和二四年八月二二日から二三日に鑑定したことを「昭和二四年一月一七日午後四時に着手し、同一八日午後四時に終った」と記載するに至っては、鑑定人が有罪判決確定まで一言もこのようなことに言及していなかっただけに、この主張自体、被告が本気で言っているのだからと疑わすにはいられない。刑事裁判において国の権力を行使する立場にある検察官がこの程度の鑑定書をもって人を訴追し、処罰するということが平然と行なわれているというのであろうか。

3 二回にわたる鑑定結果を一回の鑑定結果として記載するなど極めて軽率かつ稚拙であったため誤記等を多々生ずることとなり、また松木医師もこれに十分検討を加えなかったため、右誤記等を発見するにいたらず、メモ程度のもを鑑定書としたうえ、他人に署名させてこれを提出させたということが事実であったとするならば、正にそのようなことを平然と行なわしめた検察官の責任もまた重大であるといわなければならない。

以上のとおり、被告の主張は、刑事裁判

の原則を無視した暴論であり、全面的に争う。

第三 証拠略

理 由

一 請求原因1の()ないし(白)の事実については当事者間に争いが無い。右当事者間に争いのない事実に入証拠略を総合すれば、次の事実が認められる。すなわち、

原告隆は、大正二二年九月一日、青森県青森市大字造道 において、

亡父 母とみの二男として出生し、昭和二四年八月六日午後一時過ぎころ、

弘前大学教授松永藤雄の妻 が殺害された事件(いわゆる弘前大学教授夫人殺し事件、以下「本件」という。)が発生した

当時、満二五歳の青年であったこと、同原告は、同月二二日、右殺人事件の被疑者として逮捕、勾留された後、鑑定留置され、

さらに別件である銃砲所持禁止令違反の罪によっても逮捕、勾留されたほか、前記殺人の罪により再逮捕されたうえ身柄を拘束されたまま、同年一〇月二四日、別紙(白)

記載の公訴事実により青森地方裁判所弘前支部に公訴を提起されたこと、原一審裁判所は、昭和二六年一月二二日、原告隆に対する殺人の点につき無罪の判決を、銃砲所持禁止令違反の点については罰金五〇〇〇

円に処する旨の判決を言い渡したこと、そのため、原告隆は同日釈放されたが、同判決に対し検察官から控訴がなされたこと、

原二審裁判所は、昭和二七年五月三十一日、原判決を破棄し、殺人及び銃砲所持禁止令違反の罪につき原告隆を懲役一五年に処する判決を言い渡したため、同原告は上告したが、これが容れられず、昭和二八年二月一九日上告棄却の判決がなされ、前記有罪判決は同年三月三日確定したこと、この

間、原告隆は、前記有罪判決が言い渡された後の昭和二七年六月五日から再び拘禁され、以来この状態は仮出獄する昭和三八年一月八日まで続いたこと、原告隆は、昭和四六年五月末ころ、本件の真犯人であると名乗り出た者がいることを知り、同年七月

一三日、殺人に関する有罪判決について、仙台高等裁判所に対し再審請求を行い、昭和四九年一月二三日、右再審請求は一度は棄却されたものの、これに対する異議申立てにより、昭和五一年七月一三日、再審開始決定を得たこと、再審公判における審理の結果、再審裁判所は、昭和五二年二月一五日、殺人の点に関する原一審裁判所の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却し、

右判決は同年三月二日確定し、ここに原告隆に対する殺人の点に関する無罪が確定したこと、右判決において、本件の真犯人は こと であるとして断定されたこと。

以上の事実が認められ、これを覆えずに足りる証拠はない。

二 そこで、被告の責任について検討する。

1 原告らは、被告の責任として、捜査、訴追、裁判各機関の不法行為を主張す

るが、以下においては、まず訴追機関(検察官)の不法行為として主張されているもののうち、公訴の提起、追行の違法性及び故意・過失について判断する。

2 ところで、検察官による公訴の提起とその追行は、刑事事件において単に無罪の判決が確定したというだけで直ちに無罪が違法となるものではない。ただし、公訴の提起は、特定の被告人がなした特定の犯罪事実について、検察官が裁判所に対して

犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求め、意思表示を内容とする訴訟行為であるから、公訴提起時における検察官の心証としては、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、公訴提起時における各種の検察官手持証拠資料および将来入手することが期待される証拠資料を総合勘案して合理的な判断をなし、その結果有罪判決を期待しうる可能性のあることが必要であり、またそれで足りるからである(最高裁判所昭和五三年一〇月二〇日判決、民集三

二巻七号一三六七頁参照)。しかしながら、公訴の提起あるいは公訴追行の各段階において、公訴事実について証拠上合理的な疑問点が存在し、有罪判決を期待しうる可能性が乏しいにもかかわらず、あえて公訴を提起、追行した場合には、その公訴の提起、追行は違法となるものと解するのが相当である。すなわち、理論的には「被告人は有罪の判決があるまでは無罪と推定される」とはいえ、我が国の現実においては、

検察官による公訴の提起、追行により被告人とされた者が社会的に受ける不利益は深

く、以下においては、まず訴追機関(検察官)の不法行為として主張されているもののうち、公訴の提起、追行の違法性及び故意・過失について判断する。

2 ところで、検察官による公訴の提起とその追行は、刑事事件において単に無罪の判決が確定したというだけで直ちに無罪が違法となるものではない。ただし、公訴の提起は、特定の被告人がなした特定の犯罪事実について、検察官が裁判所に対して

犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求め、意思表示を内容とする訴訟行為であるから、公訴提起時における検察官の心証としては、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、公訴提起時における各種の検察官手持証拠資料および将来入手することが期待される証拠資料を総合勘案して合理的な判断をなし、その結果有罪判決を期待しうる可能性のあることが必要であり、またそれで足りるからである(最高裁判所昭和五三年一〇月二〇日判決、民集三

二巻七号一三六七頁参照)。しかしながら、公訴の提起あるいは公訴追行の各段階において、公訴事実について証拠上合理的な疑問点が存在し、有罪判決を期待しうる可能性が乏しいにもかかわらず、あえて公訴を提起、追行した場合には、その公訴の提起、追行は違法となるものと解するのが相当である。すなわち、理論的には「被告人は有罪の判決があるまでは無罪と推定される」とはいえ、我が国の現実においては、

検察官による公訴の提起、追行により被告人とされた者が社会的に受ける不利益は深

く、以下においては、まず訴追機関(検察官)の不法行為として主張されているもののうち、公訴の提起、追行の違法性及び故意・過失について判断する。

2 ところで、検察官による公訴の提起とその追行は、刑事事件において単に無罪の判決が確定したというだけで直ちに無罪が違法となるものではない。ただし、公訴の提起は、特定の被告人がなした特定の犯罪事実について、検察官が裁判所に対して

刻である(時として休職処分などの法律上(国家公務員法七九条二号、地方公務員法二八条二項二号など)ないしは契約上(民間企業における雇用契約や労働協約などにこの種の定めがある場合)の不利益処分を受ける場合もあるのである)から、公訴の提起、追行にあたっては、検察官の主観においてはもちろん、客観的にも犯罪の嫌疑が十分で、有罪判決を期待しうる合理的根拠の存することが必要である。そして、犯罪の嫌疑が十分で、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存するか否かは、当該刑事事件において裁判所に提出された資料のみならず、公訴の提起、追行の各段階において検察官が入手しているすべての資料及び将来入手することが期待される資料を十分に検討して判断すべきである。

3 検察官が、刑事事件について捜査し、公訴を提起し追行するのは、公益の代表者として行なうのであるから、検察官は、被疑者・被告人の正当な利益をも擁護する職責を有するものであり、したがって、被疑者を取り調べるに際し、その罪責が明白になるまでは清白の人として処遇すべきであるは勿論、被疑者の弁明に十分に耳を傾け、物証の取り調べについてはあらゆる角度から(換言すれば被疑者の有利の面からも)周密に徹底して取り調べる必要がある。また、公訴の提起は、捜査の一応の終了を意味するのであるから、検察官は、前記職責に照らし、起訴・不起訴を決するにあたっては、偏見を去り、予断を避け、穩健中正の立場で、収集した全ての証拠を公

正に吟味して事案の真相を究明したうえで事を決しなければならず、検察官が被疑者の有利な弁解に耳を傾けず、不利な証拠を過信し、物証の取り調べの徹底を欠き、そのために事実の判断を誤り、無事を起訴するようなことは絶対に許されないと認める。検察官が、右の立場から、全ての証拠を吟味して、なおかつ事実の判断に苦慮する事案においては、刑事司法の基本理念である「疑わしきは被告人の利益に」との大原則に則り、起訴を差し控えるべきであって、密勇を振って起訴に踏み切るべきではない。かかる場合には検察官は、その職責上、「一〇人の罪人を逃がすとも一人の無事を罰する勿れ」の法格言に思いを至すべきである。検察官の公訴提起に右に述べ来たった職務上の違法行為があった場合には、その違法は刑事司法の規程に関わる重大な違法であって、その違法な公訴提起の結果として、裁判所において有罪判決がなされ、これが確定したからといって決してその違法が治癒されるものではない。無辜の被告人は、その結果、刑に服することになるのであるから、その違法は持続・拡大こそすれ、治癒されることがないことは明白である。

4 以上の見地から、本件においては、まず公訴提起の違法性及び過失ならびに公訴追行の違法性及び過失の有無について検討する。

三 公訴提起の違法性及び過失

1 本件白靴に関する捜査について

△証拠略△を総合すれば、以下の事実が認められる。

(一) 本件白靴は、以前原告隆の父が使用していたものであり、その後長年使用せずに放置されていたため、原告隆は、昭和二年七月月上旬ころ、これを靴屋に修理に出し、それが四、五日ですんだので、以後これを受け取って常用し、本件発生日の同年八月六日ころも外出する際にはよくこれを使用していたこと、同月二日午後六時ころ、青森県弘前市電ノ甲町(以下「地所」)を訪れたときもこれを履いて行ったが、帰宅しようとした同日午後九時ころには雨が降っていたため、本件白靴を同方向に預け下駄とかさを借りて帰宅したこと、同日午後一時ころ、弘前市警察署巡査(以下「方」)を訪れ、本件白靴に血痕らしいものが付着していることを発見し、これを(以下「妻」)の妻の承諾を得て借り受け、弘前市警察署へ持ち帰ったこと、翌二日付で本件白靴の領置手続がとられたこと、その当時における本件白靴は、表面が白色のズック製二重布で、紐穴が五箇所ずつ二列に付いており、そこに一本の紐が通してあったこと、靴底は皮製で右踵の下半分と左踵の右半分には鉄片各一個が打ちつけられてあり、その部分にいずれも補修された跡が残存していたこと、左足の靴底で拇指があたる部分には楕円形状にゴムが貼りつけられ修理されていたこと。

(二) 昭和二年八月二日午後一時ころ、弘前市警察署の山本正太郎署長、(以下「署長」) 巡査は、本件白靴を当時弘前市公安委員をしていた開業医松木明のもとへ持参し、血液が付着しているか否かの検査を依頼したこと、松木医師は、同日午後一時ころから翌二日午前二時ころまでの間、右靴の紐の部分の斑痕外数箇所につき検査したところ、斑痕は血液であり、しかも人血であるが、血液型の判別は不能であるとの結果を得たこと、当時本件捜査を応援するため国家地方警察青森県本部から弘前市警察署に派遣され、署長及び捜査課長(以下「署長」) 警部の下で捜査の指揮の手伝い等の任にあっていた(以下「沖中検事」ともいう)に報告したところ、同検事に血液型を確認する必要がある旨指摘されたうえ、同日朝の捜査会議においても血液型不明のまま逮捕状を請求するのはおかしいとの意見が出されたので、弘前市警察署鑑識課技手(以下「技手」)に血液型を調べるよう指示したこと、そこで、技手は、本件白靴を松木医師宅に持参し、松木医師とともに同日午前九時ころから同日午後三時ころまで検査した結果、血液型はB型であることが判明したこと、(以下「警部」) 警部は、本件白靴にB型の血液が付着していたとの報告を受けるや、直ちに山本署長、(以下「捜査課長」) 捜査課長らに報告し、次いで沖中検事にも報告し、併せて同検事に逮捕状請求の了承を得る一方、(以下「技手」) 技手に松木医師とともに行った前記検査結果を報告書(その標題は明らかでない)の形式で書

面化するよう命じ、これを説明資料の一部とし、さらに一件記録を沖中検事に閲読してもらったうえ、青森地方裁判所弘前支部に原告隆に対する殺人の罪で逮捕状を請求したこと、右請求をするに至った主たる理由は、(1)犯行現場から原告隆宅に至る路上に連続して血痕があったこと、(2)松木医師の鑑定により原告隆が同月二日、**■**方に預けて帰った本件白靴に被害者の血液型と同じB型の血液が付着していることが判明したこと、(3)原告隆は、同月七日、**■**方に赴き、警察が来たら同月六日には**■**宅に泊ったといってくれと頼むなど故意にアリバイ工作を行なっていること、などによるものであったこと、請求後間もなくして逮捕状が発付されたので、本件捜査に従事していた司法警察員**■**ほか一名は、同月二二日午後七時五〇分ころ、弘前市警察署において、任意取調べ中の原告隆を本件の被疑者として逮捕したこと。

(三) とところで、前示のように、本件白靴の検査に当たった松木医師は、捜査当局から正式の鑑定嘱託を受けたものではなく、いわゆる当りをつけるために一応の検査を依頼されたに過ぎないこと、本件白靴は本件を解明するのに最も重要な物的証拠であり、したがって、後に裁判で問題とされる場合を考え、刑法に則り別の権威ある鑑定人に正式の鑑定をしてもらう必要があったこと、そこで同月二三日夜の捜査会議においてなされた決定に基づき、弘前市警察署長は、同月二四日、当時の青森医学専門学校(のちの弘前大学医学部)法医学教室

の引田一雄教授に本件白靴の鑑定を嘱託したこと、引田教授は、同日、本件白靴の右紐に付着していた小指頭大の褐暗色の斑痕一個につきベンチジン試験を実施したところ陽性の反応を示さず陰性であり、さらに本件白靴に付着していた暗色斑痕につきルミノールによる化学発光検査法を実施したところこれも燐光を発しなかったこと、そのため同教授は本件白靴及びその紐に付着している斑痕は血液との確証を得ないとの鑑定をなし、その旨記載した同年九月一日付鑑定書を作成して弘前市警察署長に提出したこと。

(四) 引田教授の本件白靴に関する右鑑定において、いずれも血液が付着しているとの鑑定結果が得られなかったため、山本署長はただちに検察庁に赴き、沖中検事にその旨を報告したこと、そして、同年八月二四日夜の捜査会議の席上、右鑑定結果には納得し難い旨の議論が続出したため、改めて国家地方警察本部科学捜査研究所(以下「科捜研」という)等の最も権威ある機関へ再度鑑定を依頼することに決したこと、そのころ沖中検事もそのことに同意していたこと、同月二五日程、捜査当局の職員は、引田教授がまだ鑑定を終えていなかったにもかかわらず、同教授のもとから本件白靴を含む鑑定資料全部を明確な理由も告げずに持ち帰り、同月二六日程、国家地方警察青森県本部を通じて科捜研へ鑑定を依頼したこと。

○日まで鑑定に従事し、本件白靴につき、ルミノール反応試験、ベンチジン反応試験、ヘミン結晶試験、ヘモクロモージェン結晶試験等を行なったが、その結果、ルミノール反応試験においては中等度の螢光を発生し、その部分についてのベンチジン反応の試験においては弱陽性の反応を示し、ヘミン結晶試験及びヘモクロモージェン結晶試験においてはいずれも陰性であったので、同鑑定人らは、「白色ズック靴よりの血痕は証明し得ず」との鑑定をなし、その旨記載した同月一二日付鑑定書を作成提出したこと、本件白靴については、以後公訴提起までの間に鑑定がなされたことはないこと。

(五) もっとも、(1)松木明作成の昭和二四年一〇月四日付鑑定書及び(2)松木明**■**作成の本件白靴に関する同月一九日付鑑定書の記載によれば、右(1)には同年八月二〇日と同月一〇月四日の二回、右(2)には同月一七日午後四時から同月一八日午後四時まで、それぞれ鑑定をしたと記載されているが、これらはいずれも事実と異なること、すなわち、(1)の鑑定書は同年八月二一日午後一時ころから翌二二日午前二時ころまでの間に行なわれた本件白靴に関する第一回目の検査結果を記載したものである(2)の鑑定書は同日午前九時ころから同午後三時ころまでの間に行なわれた本件白靴に関する第二回目の検査結果を記載したものであること、右のように事実と全く異なる記載がなされたのは、松木医師の検査がそもそも正式の鑑定としてなされたものではなく、捜査の進展につれてその都度捜

査本部からの口頭の要請に基づき、当りをつけるために捜査上必要な初步的な検査として行われたものであり、その検査結果も当初松木医師が自分のノートに手控えていたところ、本件での血痕鑑定がすべて終了し、もはや血液に関する検査をする必要がなくなった同年一〇月下旬ころ(証人松木明の証言によれば、その時期は、起訴後の同年一〇月末ころである)、松木医師の国家警察青森県本部の刑事部長から、これまでの一連の検査結果を警察の記録として残して置きたいのでメモ程度でよいから簡単に書いておいてほしい旨依頼され、鑑定作業を手伝ってくれた**■**技手にその旨の報告書を作成してもらったところ、その後やはり鑑定書という形式の書面にしないと都合が悪いといわれ、しかも正式な鑑定書とはしないという前提であったため、同技手に一連の検査結果を鑑定書に書き改めてもらい、自らも一応目を通したうえでこれに押印したことによるものであること、そして、その際内容の不備な点や事実と異なる点もあったが、これは正式な鑑定書とはせず、科捜研や東北大学における鑑定書を正式のものとするという捜査当局の言を信じ、ごく軽い気持ちで鑑定書と題する各書面に押印したものであること、鑑定嘱託書も後日形式を整えるために作成されたものに基づき、松木医師は鑑定嘱託書を受け取ったことではないこと、右の事情は、本件捜査過程における松木明作成名義の鑑定書すべてに該当すること。

(六) 昭和二四年一〇月四日付松木鑑定書

は、前記のとおり、同年八月二〇日と同年一〇月四日の二回にわたり本件白靴を鑑定したことになるが、本件白靴が最初に松木医師のもとに運び込まれたのは同年八月二二日午後一時ころであること（領置調書によれば、警察で領置したのは同月二二日である）、右二回の鑑定について、いつの時点でどのような検査を行い、どのような結果を得たのかが明らかでないこと、本件白靴に関する同年一〇月一九日付松木・鑑定書添付の図式のイ点、図式のア点、オ点に血液反応があった旨記載されているが、同鑑定書第三の三「(1)血液試験」の項では、右各点についても同様の試験を行ったが反応がなかったとの矛盾する記載や、そのいずれとも記載のないものがあること、また、同鑑定書添付の図式のイ点は人血である旨記載されているが、同鑑定書第三の三「(2)人血試験」及び「(4)鑑定」の項には、それぞれ図式のイ点につき人血試験を行った旨及び人血であると認められる旨の記載が全くないという矛盾があること、したがって、右二通の鑑定書は、その記載内容自体から極めて杜撰なものであるとわかること。

(丙) 本件が発生した昭和二十四年八月当月時は、新刑事訴訟法が施行された直後であり、警察と検察庁との関係においても、司法警察員が検察官の指揮を受けて捜査を進めるという従来の関係がほとんどそのまま踏襲されていたこと、特に本件のようなその地方における重大事件については、警察の捜査会議の結果や重要な捜査活動につい

てはすべて検察官に報告し、終始連絡を取り合つて捜査を進めていたこと、本件捜査本部の幹部の一人である警部は、ほとんど毎日検察庁へ出かけ、沖中検事に捜査状況を報告するとともに、その指揮監督の下に捜査を進めていたこと、血痕に関する鑑定結果も逐一検察官に報告され、令状請求の際も一件記録をあらかじめ検察官に閲読してもらつたうえ強制捜査を行つていたこと、当時、重大事件については、このような捜査の進め方が習慣となつていたこと。

以上の各事実が認められ、他に右認定を覆えずに足る証拠はない。

右事実によれば、逮捕状請求の際、最も重要な物的証拠と考えられていた本件白靴については、その後引田教授の鑑定によつても、また、当時捜査当局が最も権威ある機関として信頼していた科捜研の鑑定によつても、ついに血痕が付着しているとの証明が得られなかつたこと、昭和二十四年一〇月四日付松木鑑定書及び同月一九日付松木・鑑定書は、その鑑定依頼の趣旨、鑑定書の作成経緯、記載内容などに照らして刑事裁判の証拠たりうる正式の鑑定書とは到底いえない性質のものであることが認められ、しかも前記(丙)で説示した事実関係のもとにおいては、検察官沖中益太は、少なくとも右松木鑑定書及び松木・鑑定書に関する叙上の諸事実を知つていたものと推認するのが相当であり、またその職掌柄これを知るべき状況にあつたものといふことができる。

2 本件白シャツに関する捜査について
A 証拠略を総合すれば、以下の事実が認められる。

(一) 弘前市警察署の 巡査部長は、青森地方裁判所弘前支部裁判官の発した搜索差押許可状に基づき、警察官数名とともに、昭和二十四年八月二二日午後四時ころから、原告とみ立会いのうえ弘前市大字在府町 所在の 宅の搜索に着手し、同日午後五時一五十分ころ、那須宅の玄関から向つて右側八畳間の東側に隣接する六畳間鴨居の釘様の衣服掛けにかけてあつた本件白シャツを採取したこと、原告は、本件白シャツを採取される直前まで、これを着て自宅庭の松の木の手入れをしていたのであるが、突然任意同行を求められたため、これを着替えて前記六畳間鴨居の釘様の衣服掛けにかけ、その上で警察へ出頭したこと、本件白シャツは、終戦後間もないころ原告が大湊へ赴いた際たまたまもらい受けて来たもので、以後同原告は毎年夏になるとこれを作業用として着用し、本件発生の際にも、また同月二二日庭の松の木の手入れをした際にも着ていたこと、本件白シャツは、襟が開襟型で、左右の襟端に長さ約二三センチメートルの襟紐が付いている厚手の綿製品であつて、いわゆる七分袖であること。

(二) 本件白シャツにつき、捜査本部の指示により、同月二三日ころ、前示の本件白靴に関する松木鑑定と同趣旨で松木医師に一応検査してもらつた結果、数日後に、付着している血痕は人血でその血液型はB型

であることが判明したこと（捜査本部に血液型が判明したのは、科捜研に鑑定を依頼した同月二六日ころと推定されるが、その日時は必ずしも明らかでない。）

(三) 同月二四日、弘前市警察署長は、前記引田教授に本件白シャツの鑑定を依頼して、その資料である本件白シャツを同教授に届けるに際し、那須宅から押取された他の衣類多数とともに小型のこりりに一括して入れられたまま運んだこと、同教授は、鑑定物件全部に一応目を通し、肉眼でみて血痕が付着していると思われるものから順次鑑定を始めたが、本件白シャツの鑑定に着手する以前の同月二五日ころ、警察官が理由も告げずに鑑定物件全部を持ち帰つたため、本件白シャツについては鑑定することができなかつたこと、なお、本件白シャツが引田教授のもとに持ち込まれたことは、同教授に対する鑑定嘱託書記載の鑑定資料と科捜研に対する鑑定嘱託書記載のそれとを比較すれば、前者は後者より白色ズック靴が一足少ないだけで他は全く同じ資料であり、そして科捜研には鑑定嘱託書に記載されている全ての鑑定資料が届けられており、その中には本件白シャツも含まれていることから窺えること。

(四) 弘前市警察署長は、同月二六日ころ、国家警察青森県本部を通じて科捜研に本件白シャツに付着しているものは血液か否か、血液とすれば人血か否か、人血とすればその血液型は何型かについての鑑定を依頼し、同年九月末ころ、平嶋一作成の鑑定書の送付を受けたが、その鑑定

書には鑑定結果として、「本件白シャツの汚斑は血痕であり、血液型はB型の反応を示した。」と記載されていること。

(四) 検察官沖中益太は、右・平嶋鑑定書に検討を加えてその記載に疑問を抱き、東京地方検察庁に対し、同年一〇月一四日付捜査嘱託書をもって、平嶋侃一の兩名を取り調べ、その結果を至急報告されたい旨を嘱託したこと、本件白シャツに関する右捜査嘱託の内容は、「鑑定の項の二、『海軍シャツの汚斑は血痕であり血液型はB型の反応を示した』と記載してあるが此の血痕は人血であるのか又は鳥獣の血であるのか、本鑑定の主眼は人血であるか否かが第一位次いで人血なれば其血液型が第二位であるに不拘人血なりや否やの点の記載なきは如何なる理由か」というものであること、これに対する回答として、平嶋侃一の兩名作成名義の同月一九日付報告書には、「御質問の『人血であるか又は鳥獣魚類の血であるか』に就てですが、検査した『海軍シャツ、』は全部『抗人血色素沈降素』によって『人血反応』を調べましたが、使用した『沈降素』の『沈降価』は酷暑の時期に左右されたのか、検査時には稍低くなっていたので、試験成績の結果は±(疑陽性)の人血らしい反応も示している状態、主観的には人血と認めてもよいのも検査上、明瞭に陽性を示していない以上技術者としての良心に従い鑑定書には『不詳である』と私共は鑑定した訳です。

この不詳を招来した結果は前述のようであり、不詳なる意味は鳥獣魚類の血を

意味しているものではありません。『人血反応』の陽性なりや否やの断定は、非常に微妙なもので検査時には勿論対照として、単なる『食塩水』や『獣血』等を用いて検査して居りますから、大きい誤を生ずる事は無いと信じております。従って前記の通り明瞭な『陽性反応』を示しませんでしたので大胆な表現は避けて『不詳』と云う表現を用いて鑑定した訳です。』と記載されていること、右記載によれば、本件白シャツに付着している汚斑は血痕ではあるが、人血とは断定しえないこと。

(六) また、捜査嘱託に対する回答によれば、平嶋侃一の兩名は、本件白靴に血痕が付着していることは証明しえなかつたとしながらも、一応人血反応をも検査した(その結果は疑陽性ではないかと認められる状態であった)、さらに血痕以外の他の何ものかが付着してはいないかとの深慮から、念のためA B O式による血液型検査まで実施したことが窺われるのであるから、本件白靴に関する右態度から推して、本件白シャツについても最も疑わしい汚斑につき十分な検査を実施したものとみるのであり、他に一見して血痕様の汚斑が存するにもかかわらず、これを看過して、それについては検査を実施しなかつたであろうことなどおおよそ考えられないこと、しかし右鑑定の対象となつた本件白シャツの付着物は、血痕様の褐色汚斑であつたこと。

である松永夫人の血液(犯行現場の畳に付着していたもの)及び被疑者である原告隆の血液についても鑑定がなされたが、その血液型はいずれもB M型であつたこと、そのため捜査本部では、右結果が一応判明した同年九月中ころ、松木医師に右両者を識別する方法がないのかを相談し、その結果Q式血液型検査を試みることになつたこと、松木医師は、検査に必要な血清を東北大学法医学教室から譲り受けたうえ、これを使用して、まず畳に付着していた被害者の血液と被疑者の生血につき検査したところ、被害者の血液型はQ型、被疑者のそれはQ型であることが判明したこと、その後同年一〇月ころ、科捜研から返還されてきた本件白シャツにつき同様の検査を行ったところ、本件白シャツ付着の血痕はQ型と判明したこと、このとき血痕試験、人血試験などの他の検査は実施しなかつたこと、しかしながら、右検査は、本件白靴に関する松木鑑定と同様、正式の鑑定としてなされたものではなく、随時捜査当局からの要請に基づき、当りをつけるために予備的な検査としてなされたものであつたため、松木医師は、本件白シャツについてはさらに東北大学医学部法医学教室に鑑定を依頼するよう捜査当局に進言したこと。

(四) 弘前市警察署長は、同月一七日、東北大学医学部法医学教室の三木敏行助教授に本件白シャツ外二点の鑑定を嘱託したが、その際の鑑定事項は、(1)被疑者の血液型、(2)本件白シャツに付着している人血につき血液型はQであるか、(3)畳床裏(被害者の血液が多量付着して凝固したものの)につきその血液型はQであるか、であるか、というものであつたこと、三木助教授は、同日から同月一九日まで鑑定をなし、(1)被疑者の血液はB M Q型に属する、(2)本件白シャツにはQ型の血液が付着している、(3)畳床裏にはQ型の血液が付着しているとの結論を得、その旨記載した鑑定書を提出したこと、検察官沖中益太は、同月二〇日ころ、右鑑定書を得て、同月二四日、原告隆を殺人の罪で起訴したこと。

(五) 松木明・作成の昭和二四年一〇月一九日付鑑定書には、鑑定結果として、本件白シャツに付着している斑痕は人血であり、その血液型はA B O式においてはB型、Q式においてはQ型であると記載されている一方、右鑑定が同月一五日付嘱託に基づいてなされ、同月一九日付鑑定書が作成された旨も記載されているが、これは事実とは異なること、すなわち、実際には前記(四)説示のとおり、同年八月二三日ころ(本件白シャツに付着していた斑痕の人血およびB型に関する検査)と同年一〇月ころ(Q型に関する検査)の二回にわたつて行なわれた鑑定結果をさも一回で行なつた如く記載したものであること、そして、そのような鑑定書が作成されるに至つたのは、前記(四)説示の経緯に基づくこと、右鑑定書の鑑定本文(ないし(三)によれば、斑痕Q点も血液で、しかも人血であり、その血液型はB Q型であるというのに、同鑑定書添付図参のQ点に関する説明では「血液人血Q」と記載されているのみ

で、B型である旨の記載がないこと、また、鑑定主文には「尚図参のハ点、ニ点について血液試験を行ったところ、顕著な血液反応を示した。」と記載されているのに對し、図参のハ点、ニ点の説明では、いずれも「血液（人血及び血液反応は行わなかつた）」と矛盾する記載がなされていること、したがって、右鑑定書の記載からはそのいずれが真実の鑑定結果を記載したものであるか判断し難く、少なくとも鑑定書の記載の仕方としては極めて不正確、不適当であること、さらに、同鑑定書の「二、斑痕付着の状況」の項に、「ハ点及びト点は上方斑痕部に平行した近くから滴下した如く認められ……」とあるが、図参のト点は斑痕の付着している箇所とは認められないうえ、図四をも合せ考えれば、右「ハ点及びト点」とあるは「ハ点及びニ点」の誤りと認められること、加えて、同鑑定書添付の図四の「実物大に謄写した（二四・十一目）」なる記載のカッコ内は何を意味するのか不明であることなど鑑定書の記載内容に明白な誤りや矛盾点、不明確な点が多いこと、同鑑定書は、鑑定人松木明、同

の共同作成名義となつてゐるが、
 は、弘前市警察署刑事課鑑識係に所属してゐた技手であり、本件には捜査本部鑑識班の一員として指紋採取などの鑑識活動に従事してゐたこと、同人は、県立弘前中学校卒業後、約五年間国立弘前高等学校（いずれも旧制）の聴講生を経て警察官となり、昭和一八年ころ一旦依願退職した後、終戦後再就職し、昭和二四年四月ころ

から弘前市警察署に技手として勤務してゐた者であり、聴講生をしてゐた当時、同校物理学教室の実験助手をした経験はあるものの、本件発生当時は鑑識係の技手としてわずか数か月の経験を積んだのみであり、他に鑑識に関する講習等を受けたこともなく、ましてや血痕に関する鑑定をしたことなど一度もないこと、したがって、同人は、本件血痕を鑑定するにつき特別の学識経験を有していなかつたといふべきであること。

以上の各事実が認められ（る）。A証掘判断略

右事実によれば、検察官沖中益太は、科捜研における平嶋鑑定をもつてしては本件白シャツに付着してゐた汚斑が人血であることを証明するには不十分であると考え、右鑑定人兩名に對し、その鑑定結果について補足説明を求め、昭和二四年一月一四日付捜査嘱託書により、東京地方検察庁にその捜査を依頼してゐるのである、そのことからすれば、同検察官は、本件白シャツに付着してゐる汚斑が人血であることを確認する必要性を十分認識し、この点に細心の注意を払つてゐたものと推認しうること、したがって、同月一七日、東北大学の三木助教教授に鑑定を依頼するに際しては、まず第一に本件白シャツに付着してゐる汚斑が人血であるか否かを鑑定事項とすべきであるにもかかわらず、敢えてこれを鑑定事項として掲げず、右汚斑が人血であることを前提としたうえで、その血液型がQであるかQであるかのみを鑑定事

項としたこと、その後判明した前記捜査嘱託に對する回答によつても、本件白シャツに付着してゐる汚斑が人血であると断定しえなかつたこと、他方、松木明の作成する甲第九号証、乙第一一（号証）には、本件白シャツに付着してゐる斑痕が人血である旨記載されているものの、同鑑定書の作成経緯、記載内容の正確性、松木医師はともかく、技手は鑑定人としての学識経験を有していたか否か大いに疑問の存することなどを勘案した場合、刑事裁判の証拠たりうる正式の鑑定書とは到底いえない性質のものであること、本件公訴を提起するまで、右松木明の鑑定書以外に本件白シャツに人血が付着してゐることを認める証拠は存しなかつたことが認められ、また、前記1の說示の事実関係によれば、検察官沖中益太は、右松木明の鑑定書の作成経緯と推認するのが相当であり、またその職掌柄これを知ることができたものといふことができる。

3 原告隆方周辺の血痕に関する捜査について

(一) A証掘判断略によれば、以下の事実が認められる。
 (1) 本件犯行の翌日、現場付近を捜査した警察官は、弘前市大字在府町
 所在の
 方敷地内玄関前付近から表門に至る間に五点、右表門に接してその北側にある落り戸付近の道路から同路を南方に進み、突き当って西方に曲つた同町

宅前路上に至る間に一八点の血痕が点在してゐるのを発見したこと、これらの血痕につき、引田教授に鑑定を依頼したところ、いずれも人血にしてその血液型はB型であることが判明したこと。
 (2) 同年八月八日ころ、同町所在の山村産業研究所前路上において、血痕様斑痕一点が発見されたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、人血にしてその血液型はB型であることが判明したこと。

(一) A証掘判断略によれば、以下の事実が認められる。

(1) 昭和二四年八月八日ころ、原告隆宅の東側隣家である
 方玄関前の敷石上に斑痕六点が発見されたこと、これらの斑痕を松木医師に鑑定依頼したところ、血液で、人血であり、その血液型はB型であることが判明したこと。
 (2) 同月八日ころ、右
 方宅地内にある道路側の笹藪の笹の葉に付着してゐた斑痕七点、原告隆方宅地と
 方宅地との境界に設置されてゐた垣根のうちで原告隆方宅地内にある笹の葉に付着してゐた斑痕八点が発見されたこと、これら笹の葉に付着してゐた斑痕につき松木医師に鑑定依頼したところ、あるものは血液で、人血である（血液型は不明）が、あるものは血液でないことが判明したこと。
 (3) 同月八日ころ、
 方落り門（小門）敷居上に付着してゐた斑痕二点が発見されたこと、松木医師の鑑定によれば、右斑痕は人血で、その血液型はB型とすることであるが、これを裏付ける鑑定書は

存しないこと。

(4) 同月一〇日ころ、原告隆宅便所付近の石に付着していた斑痕一点が発見されたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、右斑痕は血液ではないことが判明したこと。

(5) 同月一四日ころ、原告隆方北側の同市大字覚仙町に所在する方裏入口付近の漬物石上に付着していた斑痕一点が発見されたこと、これを松木医師に鑑定依頼したところ、血液で、人血であり、その血液型はB型であると判明したこと。

(6) A証拠略Vによれば、路上から採取した血液、敷石に付着していた血痕、那須方裏から採取した血痕について科技研で鑑定がなされ、その結果いずれも血痕反応は陽性であったが、人血反応は不詳であったこと、血液型はいずれもB型で、路上から採取した血液についてはM型であることまで判明したが、右にいう路上から採取した血液、敷石に付着していた血痕、那須方裏から採取した血痕とは、前記(1)、(2)、(3)の(1)ないし(5)の各斑痕のいずれを指すのか、またそれらとは別個のものであるかについて、本件各証拠を検討するも十分に特定することができない。

(7) A証拠略Vによれば、以下の事実が認められる。

(1) 前記 方前路上から前記 方前路上を経て前記木村産業研究所前路上に至るまでの間には、前示のとおり血痕が点在し、各血痕間の距離は概ね数メートルないし数十メートルあり、最長のものでは約七五メートルもあること、しかるに、木村産業研究所前から同路を北進し、在府町に突き当たった角を西方に曲り、前記 方前路上に至る間の距離は約一九〇メートルであるが、この間には血痕ないし血痕様斑痕は一つも存しなかったこと(別紙(三)参照)。

(2) は、昭和二十四年八月七日、警察犬を使って前記 方離座敷東側窓下の草の踏みつけられた跡の臭いを頼りとして二回にわたり犯人の足取りを追跡させたところ、その経路は、右東側窓下から北方へ、次いで西方へ進み、離座敷の南西方向に接続している 方母屋をひとまわりして表門付近に出たあと、木村産業研究所との境に近い生垣を抜けて右表門前を南北に走る道路に出、前記路上血痕滴下のあとをたどって同研究所前を北方へ直進し、在府町の丁字路に突き当る少し手前西側の 方空地内に入って同所の井戸のまわりをめぐるつて再び元の道路に戻り、右丁字路を西方へ折れて 方へ至る手前の 方前路上まで続いていること(別紙(三)参照)。

(3) 以上認定の各事実を総合すれば、原告隆方付近で発見された血痕様斑痕のうち、人血でB型であることを認めている鑑定書は、乙第一号証(方玄関前)の敷石上の血痕に関するものと乙第二六号証(方裏入口付近の漬物石上の血痕に関するもの)のみであり、これとて人も人血でB型であるというだけでは必ずしも被害者の血液に由来するものとは断定し

えないうえ、右二通の鑑定書は、前記(1)及び(2)で説示したように、正式の鑑定書というべき性質のものではなく、検察官沖中益太も右事情を知っていたものと推認されること、右(1)及び(2)で説示した事実からすれば、 方前から 方前を経て木村産業研究所前へ至る路上に点在する血痕が仮りに被害者の血液に由来するものであるとしても、これと原告隆方周辺の血痕ないし血痕様斑痕との間に関連性があるものとはにわかに認め難いこと、さらに、原告隆方周辺の斑痕のうち前記松木鑑定により血液と認められたものすべてが血痕であって、しかも犯人が逃走する際滴下もしくは付着せしめたものであると仮定しても、それらの血痕が犯人が原告隆宅へ逃げ込む際に生じたものであるとみるのは、その付着状況からしてあまりに不自然であることに鑑み、公訴提起時において、右二通の鑑定書をもって原告隆方周辺の血痕様斑痕が被害者の血液に由来するものであると認めることはすこぶる危険であったといわなければならない。

4 の供述について A証拠略Vによれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件発生当時、被害者 女、 女、 の順に寝たが、その際部屋には二燭光の小さな豆電球をつけていたこと、その後間もなく本件が発生し、犯人を目撃したのは ただ一人であったこと。

(2) は、被疑者として原告隆が逮捕された後の昭和二十四年八月三十一日、青森地方検察庁弘前支部において、検察官沖中益太に対し、自分は犯人の横顔と後姿を見ており、今でも犯人の横顔や後姿を見せてもらえばその人が犯人であるか否か判断がつくと思うと述べ、さらに同日、中津軽地区警察署において、写真室のガラス窓から当時被疑者として逮捕されていた原告隆の横顔と後姿を透視したうえ、同検察官に対し、私が見た犯人とそっくりであるし、右側から見た横顔の輪郭や、後から見た姿も全く同一であり、今日見せてもらった男と私が見た男とが余りにも酷似しているため、この男に娘があのようなひどい目に会わされたのかと思ひ、つい気分が悪くなったくらいである旨述べていること。

(3) しかるに、 は、原告隆が被疑者として逮捕される以前の同月八日、弘前市警察署において、警察官に対し、その晩は寝るとき二燭光の小さな電球をつけていたので、娘を殺した犯人の顔はほとんど見えなかったが、服装だけはだいたい見たと述べていること。

以上の各事実が認められ、右事実によれば、 は犯人の顔をよく見たわけではなく、面通しの際もただ単に犯人の横顔と後姿の輪郭から受けた印象をもって原告

隆を観察したに過ぎないものと認められる。うえ、同女の検察官に対する前記供述がなされた時期も原告隆が被疑者として逮捕された後であることを考え合わせれば、同女の前記供述をたやすく措信することはできず、したがって、それだけで原告隆が犯人であると認定するには極めて不十分であるといふべきである。

5 犯行の動機等に関する捜査について (一) 検察官は、変態性欲者である原告隆がその満足を得る目的で本件を犯したことを根拠に公訴を提起したことは起訴状の記載自体から明らかであり、そして、A証拠略Vによれば、原告隆は、以前義姉から離婚話の相談を受けたことがあったので、昭和二年八月一六日ころ、夫の不在中に同女方を訪れ、所用をすませた後、夕飯をご馳走になって同女方に泊ったことがあるが、その際同女と同じ部屋で就寝したことがあり、そして、雑談中、同女に対し、お前の妹であるの妻が殺されるかも知れないといったり、一方に遊びに行つて泊る際には必ず若い夫婦の傍に寝ていたことがあるばかりでなく、本件後、実際にその事実がないのに松永夫人を二、三回見たことがあると話したことや、通信警察官を退職後、以前同じ職場にいた女性に対し、全く知らない若い女の写真を見せて、この人を妻にもらうのだと話するなど、見栄を張ったり、誇張する一面がある一方、自説をまげない強情な面もあることが認められる。しかしながら、これらの事実だけでは、原

告隆が変態性欲者であるとは断定しえず、したがって、検察官が本件犯行の動機につき変態性欲者がその満足を得る目的としたことはいささか早計であつて、事の真相を見誤つたものといふべく、他に本件公訴提起当時、検察官において本件犯行の動機を立証しうる証拠を入手していたと認めるに足りる証拠はない。

もつとも、A証拠略Vによれば、鑑定人丸井清泰は、原告隆の性格に關し、多数の参考人の捜査官に対する供述調書を参酌し、「表面柔和に見えながら、内心即ち無意識界には残忍性、サディスム的傾向を包蔵しており、相反性の性格的特徴を顯著に示す。精神の深層即ち無意識界には婦人に対する強い興味がうっ積していたものとみることができると鑑定しているけれども、鑑定書に引用されている参考人らの供述内容を仔細に検討しても、原告隆が変態性欲者であると認めるに足る科学的ないし合理的根拠は見出すことができないので、右鑑定書はその前提を欠くものであつて、到底採用の限りではない。

(二) また、A証拠略Vによれば、原告隆は、昭和二年八月一〇日ころの晩、方前で、らと松永事件(本件)の話をしたとき、被害者はメスのようなもので殺されたのではないかと話したことがあり、また、同月一六日ころには、に對し、松永夫人が殺された状況や殺害現場の様子を具体的に話したうえ、犯人は容易に判らないといったり、紙一枚でも人を殺せるとか、人に氣付かれないで

部屋に侵入する方法や音をたてないで歩く方法についての話をし、さらに泥棒はタンスを下の方から開けるが、普通の人は上の方から開けるなどと話しており、また、に對しても、人が寝ている部屋に相手に氣付かれないように入るのは寝ている人と呼吸を合わせて入れればよいとか、人の眠っている顔に半紙をぬらして張れば死ぬと話すなど、松永事件に非常に関心を持っていたことが認められるが、本件のような地方における衝動的な大事件については原告隆ならずとも少なからぬ関心をいだいたであろうことは容易に推測されるうえ、

A証拠略Vによれば、原告隆は、青森県通信警察官を依願退職したのち、昭和二年夏ころから定職に就かず、自宅において家事手伝いなどをしながら職を探していたのであり、特に警察官を強く志願していた関係もあって、これまでも警察の捜査に協力していたばかりでなく、本件の捜査にも協力するなど犯罪の捜査に少なからぬ関心を有していたことが認められるのであるから、前示の如き原告隆の言動は必ずしも特異なものとはいえず、ましてや原告隆が犯人であることの状況証拠としてはあまりに根拠薄弱なものといふはかばかしくない。

(三) 以上によれば、原告隆には本件犯行の動機がなく、また、本件発生前後の原告隆の言動も、右(二)で説示した事情を考慮すれば、格別異とするに足りないものであることが明らかである。

6 アリバイに関する捜査について A証拠略Vによれば、原告隆は、警察及び検察庁における取調べにおいて、当初、本件が発生した昭和二年八月六日の晩は向いの方に将棋をさしに行き、午後一〇時ころに帰つて寝たはずだと述べ、後一〇時ころに将棋をさしに行つていないとすれば、その晩は家にいたと思ひますと述べ、その後、八月六日のことはいくら考えても記憶に浮んできませんと述べ、さらに、八月六日の晩は公園に行き、午後一〇時過ぎに帰つたと思うとか、映画館へ「四ツ谷怪談」を見に行き、午後一〇時半ころ帰宅したと述べると、捜査官に対する供述が目まぐるしく変化した後、再び、八月六日の晩は家にいて外出してないと供述するに至つたことが認められる。また、A証拠略Vによれば、八月六日の晩の原告隆の行動について、家族らの供述もまちまちであることが認められる。以上のように、本件発生当夜の原告隆の行動について明確なアリバイは存在しない。しかしながら、そのことのみをもって直ちに犯人と断定することはできず、この点も原告隆を犯人とする証拠たりえないといふべきである。

のみならず、A証拠略Vによれば、昭和二年九月一二日、警察官の取り調べに對し、「高六日の晩の造花をが買ひに出て帰つたのは午後一〇時ころで、その時は隆が家に居つたといふことも聞きました。私は妻から八月六日の晩、隆は午後一〇時ころ外から帰つて来たといふことを聞きました。」と述べていること、原告は、原一審において、同年八月六

日午後七時ころ、夕飯を食べてから、同月八日に原告が田名部で開催される子供の遠国会に行く際服につけて行く造花を買いに原告とともに出かけ、紅いバラの造花を買ってから友人である宅に立ち寄り、同女と一緒に土手町を散歩し、午後一〇時ころ家に帰ったが、そのとき原告は家におり、その後間もなく原告と一併に一〇畳間に寝た旨証言していること、は、原一審において、同月六日午後七時半ころ原告と同が自宅に立ち寄り、一緒に造花を買いに出かけ、土手町を歩いたのも同女らと別れ、午後一〇時ころ自宅へ帰ったところ、その後同年九月ころ、自宅において、私服の刑事から、「八月六日」と買物に行ったか。」と聞かれたので、「行きました。」と答えたが、他に八月六日の晩の行動を聞かれたことはない旨証言していること、右兩名の証言は極めて具体的かつ自然で信憑性の高いこと、原告、同は、八月六日の晩買物に出かけたことにつき捜査官の取り調べを受けたことはないことが認められる。右事実の一部は本件公訴提起後に判明したものとはいえ、少なくとも同年九月一二日以降、原告、同、をとり調べ、その結果に基づきさらに原告を取り調べることにより、同年八月六日午後一〇時ころには原告は家におり、その後妹たちと一緒に同じ部屋に寝たことが判明したかも知れず、そして、そのことは、原告のアリバイが成立することを推認せしめる極めて重要な証拠であることが

明らかである。

7 その他の捜査について

(一) A証拠略Vによれば、原告は、昭和四年八月二日逮捕されて以来一貫して自分は犯人ではないと無罪を主張し続けたことが認められる。もっとも、甲第一六号証の一六(原告の司法警察員に対する同年九月六日付供述調書)によれば、「去る八月六日のことについて此れ返り色々嘘を申し上げ誠に申訳ありません。これから正直に申し上げます。」との記載に続いて、「此の時午後八時四十五分被疑者は室内から事件発生後一ヶ月犯行当夜の月を眺め全く善に立帰った表情を見せ、今度は謝りますと過去の罪悪を今此処に自白せんと態度で本職に申し立て。」と記載されていることが認められるが、同調書の記載によってもその後原告は犯行を自白しているわけではなく、八月六日の晩は弘前市百石町の大和館へ「四ツ谷怪談」を見に行き、午後一〇時過ぎころ同館を出て家に帰って寝た旨本件犯行を否認する供述をしているのであるから、同供述調書中の前記載は、警察官の単なる印象を記載したにすぎないものというべきである。また、甲第一六号証の一(原告の司法警察員に対する同年九月三日付供述調書)によれば、「私が八月六日の午後一〇時二〇分に家に帰っておりですが、若しそれ以後他の何処かで私を見た人があればそれを認めます。又被害者の母が私であるというのであればそれも認めます。」との供述記載があることが認められるが、右供述

自体不自然で犯行の自白とはいえない。同供述調書中の他の部分では、八月六日の晩は公園へ月を見に行き、午後一〇時二〇分ころ家に帰って寝たと述べながら、そのすぐ後の部分では、「私は八月六日午後一〇時二〇分ころ家に帰ったと今まで申し上げておりましたが、それは違うようであります」と述べるなど、同供述調書中の供述は矛盾して極めて不自然であるから、前記供述部分をとらえて犯行の自白とみることは到底できないというべきである。さらに、A証拠略Vによれば、原告は、「裁判の結果無期懲役になろうとどうなろうと裁判長の認定に任せます、控訴する気持はありません」と述べていることが認められるが、他方、同人は同供述調書中で、「自分は記憶のない点と証人のことで困っている」と、また、「八月六日の晩は大和館に『四ツ谷怪談』を見に行つたと思ふ」とも述べており、決して犯行を自白しているわけではないのであるから、前記供述をもって犯行の自白と見ることができない。

以上によれば、原告は、終始一貫して犯行を否認し、無実を主張したと見るべきである。

(二) A証拠略Vによれば、本件白靴及び本件白シャツは、昭和四年八月二日弘前市警察署勤務の司法警察員に押収されたもので、本件の重要な証拠物であったこと、原告は、逮捕以来公訴の提起された同年一〇月二日までの間、本件白靴に血痕が付着しているはずはないと供述してい

たにもかかわらず、この間本件白靴を示されて取調べを受けたことは一度もなかったこと、本件白シャツについても、公訴提起前にこれを示されたうえ弁解を求められたことは一度もないばかりか、本件白シャツに血が付いていることを知らされ、弁解を求められたのは、公訴提起の日である同月二四日が最初であったことが認められる。しかしながら、本件白靴と本件白シャツは、本件における最も重要な物的証拠であるうえ、原告は一貫して犯行を否認していたのであるから、検察官としては、このように重要な物的証拠については、なによりもまずこれを原告に示して弁解を求め、さらには反証の機会を与えるなど十分配慮のうえ捜査を尽くす必要があったというべきである。

(三) A証拠略Vによれば、本件犯行に使用された凶器は鋭利な刃物で比較的薄く、刃の幅もあまり広くないうえ、それほど重いものではなく、また、刃渡りを推測するのは困難であるが、七センチメートル前後から一五センチメートルくらいまでと推定されること、検察官は凶器が大型ナイフであるとして原告を起訴したことが認められる一方、A証拠略Vによれば、原告は、昭和三年五月、六月ころ原告からもらった小型の折込み式ナイフを持っていたことはあるが、それは同女が以前弘前師団司令部参謀長の給仕をしていたときに同参謀長からもらったもので立派なものであり、他にジャックナイフや大型ナイフを持っていたことはないことが認められ、他に

原告隆が本件犯行に使用されたと思料される凶器を所持していたことを窺わせるに足る確たる証拠はなく、また、凶器が発見されていないことは証拠上明らかである。

以上によれば、凶器に關する捜査の結果によつても、原告隆を犯人とする証拠は何ら存しなかつたとみるべきである。

8 以上の認定事実を綜合すれば、原告隆は逮捕以來終始一貫して無実を主張し続けていたのであり、しかも同人には犯行の動機とて見当らないうえ、犯行に使用された凶器も発見されていないばかりか、そのような凶器を原告隆が所持していたとも認められないこと、原告隆方周辺の血痕模様も被害者の血液に由来するものであることを認めるに足る確たる証拠は何一つとして存在せず、目撃者[]の検察官に対する供述も、警察官に対する供述と對比検討すれば決定的証拠とはなりえないこと、逮捕請求の決定的根拠となつた本件白靴に付着していた血痕は、これが押収された直後人血でその血液型はB型であると判定されたことがあつたけれども、その後、鑑定の結果、血痕であることすら証明されなかつたこと、以上の状況下において、唯一の物証である本件白シャツに付着している汚斑が血液であることは判明したものの、さらにそれが人血であるか否かが最も重要な問題となり、検察官沖中益太もこの点に思いを致し、これを確認することが犯人を割り出すために極めて重要であることを十分認識し、この点を解明すべく検査嘱託し、人血と断定しえないとの結論を得てい

たにもかかわらず、いかなる理由からか、本件白シャツの血痕についての吟味を打ち切り、人血であることを確認することなく、ただその血液型が被害者のそれと一致することのみを確認しただけで、本件公訴を提起したものと認められる。ところで、仮りに本件白シャツに人血が付着していることを立証しえないとすれば、通常の検察官の立場に立つてみても、本件においては他に原告隆が犯人であることを認めるに足ると確たる証拠は何一つ存しないことに帰するとみるべき事案であるから、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存したとはいえず、したがつて、この時点で、検察官としては、公訴を提起しえない事態に立ち至つたものと判断し、殺人罪についての公訴提起を差し控え、さらにこの点の捜査を尽くし、人血であることを確認したうえ、しかる後に起訴すべき職務上の注意義務があるといふべきところ、検察官は右注意義務を怠り、本件白シャツに付着していた血痕が人血であるとの確認をしないまま本件公訴を提起したものであつて、本件の公訴提起を提起したものであつて、本件の公訴提起につき、犯罪の嫌疑が十分で有罪判決を期待しうる合理的根拠が存したものと認められないから、その公訴提起は違法といふべきである。そして、捜査段階において収集したすべての証拠を、予断、偏見を捨て公平な立場から総合検討して公訴を提起するか否かを決定することは、検察官にとつて最も重要な職務である。したがつて、公訴の提起にあたり、右のような職務上の注意義務を怠つた違法があつた場合には、そ

の違法の態様、程度からして、少なくとも当該検察官に過失があつたと推認するのが相当である。

四 公訴追行の違法性及び過失

1 公訴追行も公訴提起と同様、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存しないにもかかわらず、これがなされた場合には、その追行が違法となることは論を俟たないところであり、そして、公訴追行は、検察官の主張である公訴事実（正確には訴因）を自ら入手し、あるいは入手可能な証拠により証明していく過程であるから、公訴の提起が違法である以上、その後の訴訟追行過程で有罪判決を期待しうる合理的根拠が存するに至るなどの特段の事情が生じない限り、これもまた違法となると解するのが相当である。

2 そこで、本件についてこれを見る

に、A証拠略Vによれば、原一審は、本件白シャツにつき、弁護人申請の鑑定を採用し、その鑑定を東京大学教授古畑種基に命じたところ、同鑑定人はその作成にかかる鑑定書を提出したので、これが取り調べられたこと、その鑑定主文第一項に「本件白シャツには人血痕が付着していると判定する。」と記載されていることが認められる。そこで、その鑑定結果により、前記説示の公訴追行の瑕疵は治癒され、有罪判決を期待しうる合理的根拠が存在するに至つたと見うるか否かを検討する。

まず、本件訴訟にあらわれた全証拠及び弁論の全趣旨を検討しても、本件公訴提起時、検察官において右古畑鑑定の手を予定もしくは期待していたことは全く窺われなから、右古畑鑑定が原一審に提出されたことによつて、検察官の公訴追行の違法は治癒されないと解するが、そののみならず、A証拠略Vによれば、以下の事実が認められる。

(一) 右古畑鑑定がなされた当時本件白シャツに付着していた血痕は、犯行現場の量表に付着していた血痕と同様の赤褐色を呈していたこと、昭和二十四年一月十七日

ころ、前記三木鑑定がなされた当時本件白シャツに付着していた血痕も赤褐色であつたこと、しかるに、それ以前の同年九月一日ころ、科捜研において前記[]・平嶋鑑定がなされた当時本件白シャツに付着していた汚斑は褐色であり、さらに同年八月二十四日ころ、前記引田教授が本件白シャツを肉眼で検査した当時本件白シャツに付着していた汚斑は褪灰暗色（正確には帯灰暗色）で、路上の血痕とは著明に違つていたこと。

(二) 前記古畑鑑定人は、一般に血痕は新鮮なうちは暗赤褐色を呈し、時日を経過するに従つて赤褐色、褐色、帯緑褐色、灰色と順次変化するとの見解を有しており、引田一雄も血痕は古くなればなるほど赤色から灰色に変化するものと考へていること。

(三) 引田一雄は、北海道帝国大学医学部を卒業したのち、台湾の台北帝国大学医学部法医学教室に勤務した後、北海道帝国大学助教等を経て、本件発生当時は青森医学専門学校法医学教室の教授であり、台北

存在するに至ったと見るべき特段の事情は存しないにもかかわらず、検察官沖中益太は、公訴を進行し、原一審においては極刑の求刑をなし、これに対し無罪判決が言い渡されるや、前記疑問点を解明することなく控訴を申し立て、さらに原二審担当検察官も原告隆に対する有罪判決を得ることにのみ急であつて、右疑問点を解明しないまま訴訟を進行したことが明らかであるから、原一、二審を通じ本件の公訴進行もまた違法というべきであり、その違法の態様、程度からして当該検察官に過失があつたと推認するのが相当である。

5 検察官の本件公訴の提起及び訴訟追行の違法性について、上認認定説示したところによつて、本件公訴提起・進行は国家賠償法上違法行為を構成するものと認められることが明白となつたのであるから、原告らの主張するその余の捜査機関や裁判機関の不法行為についての判断は必要でないと考え、なお簡略に付言すると、原告らの主張する本件起訴前の逮捕、勾留、押収、鑑定留置等に関する違法は、本件全証拠を検討するも、これを肯定するに足る確たる証拠は存しないから、この点に関する原告らの主張は理由がない。すなわち、すでに説示した諸事情に照らせば、捜査段階においては原告隆が本件殺人の罪を犯したと疑うに足る相当な理由があつたものといふことができ、本件事案の性質上、右被疑事実により逮捕・勾留・押収・鑑定留置がなされたことはやむを得ない措置といふべきである。

原告らは裁判所の過失をも主張するので言及すれば、上認認定の諸事実を照らせば、原二審裁判所は本件殺人事件につき原告隆に有罪判決を言い渡したが、同裁判所に対し、本件で問題とされた各証拠の全部が提出された訳ではないから、同裁判所が取り調べた各証拠を検討して有罪の認定をしたことについては、自由心証の範囲を著しく逸脱したものとは認め難く、所論の過失はない。然して上告裁判所が上告棄却したことについても同様所論の過失はない。

五 なお、被告は、本件の鑑識関係文書を新たに発見し、これによつて本件刑事記録に検討を加えた結果、本件再審開始決定及び再審判決は、本件白紙、本件白シヤツに対する証拠評価を誤っている旨主張する。しかし、被告主張の鑑識関係文書を踏まえて検討しても、本件再審開始決定及び再審判決の認定評価は首肯するに足りる。と前記認定説示のとおりであつて、原告隆は無事にもかかわらず、本件殺人事件につき逮捕・勾留されたうえ、起訴までされて有罪判決を受け、長期間服役したものであるから、被告の右主張は理由がない。

六 因果関係

すでに前記一で認定したとおり、原告隆は、殺人の罪で公訴を提起された後、原一審において無罪の判決が言い渡されるまで身柄を拘束されて一旦は釈放されたものの、原二審において、一転して懲役一五年に処する旨の有罪判決が言い渡され、その

刑の執行を受けるに至つたが、検察官による本件公訴の提起、追行がなかつたならば、原一審における長期の身柄拘束は勿論、原二審判決による刑の執行等もなかつたことが明らかであるから、検察官による本件公訴の提起、追行と原一審における身柄拘束ならびに原二審判決及びその執行等により原告隆が被つた後記損害との間には相当因果関係があるといふべきである。

七 被告の責任

以上によれば、被告は、検察官が職務を履行につき、他人に違法に加えた損害を賠償する責に任ずる地位にあることは当事者間に争いが無いから、被告は、国家賠償法一条に基づき、検察官の違法な公訴の提起、追行により原告隆が被つた損害を賠償する責任がある。

八 損害

1 原告隆

△証拠略によれば、原告隆は、本件公訴提起当時満二六歳の健康な独身青年であり、無職ではあつたが、警察官になるための試験を受けるべくその準備をしていたことが認められ、他方、同人が、昭和二十四年一月二四日から昭和二十六年一月一二日まで、及び昭和二十七年六月五日から昭和三八年一月八日までの間、被告人もしくは受刑者として身柄を拘束されたことは当事者間に争いがなく、そして、右のような身柄の拘束がなければ右の期間稼働し、相当額の

収入を得られたものと推認することができ。そこで、昭和二十四年から昭和三十三年までは総理府統計局編集日本統計年鑑(第八回)の常用労働者毎月平均現金給与額(ただし、昭和三十三年の給与額は昭和三十一年のそれをを用いる。)を、昭和三十三年から昭和三十八年までは労働大臣官房労働統計調査部発行労働統計年報の産業計企業規模計男子労働者の平均月間きまって支給する現金給与額を、それぞれ基準として各年における平均年間給与額を算定し、さらに身柄拘束日数が一年に満たない年については日割計算によつて身柄拘束期間中の得べかりし利益を算定したうえ(円未満切捨て)、各年の得べかりし利益を合計すると金二七二万九二〇一円となるが、その詳細は別紙(四記載)のとおりである。

なお、本件のような身柄拘束中の逸失利益の算定においても生活費を控除すべきか否かの問題があるが、△証拠略によれば、原告隆は、身柄拘束中も、衣食の差入れや家族との面会等のためにある程度の出費をしていることが認められるうえ、元来、被害者の得べかりし収入額から同人が自己の生活のために費消すべかりし金額を控除すべしとされたのは、この点を斟酌しないと同人が将来得べかりし利益よりも多額の利益を同人に許与することになるとの理由によるものであるところ、少なくとも本件においては、貨幣価値の大幅な下落により事実上右の不都合は生じないことが明らかであるから、生活費は控除しないこととする。

(一) 慰謝料

△証拠略△に前記一説示の事実を総合すれば、原告隆は、起訴当時二六歳の青年であつたが、無実でありながら、検察官の過失に基づく違法な公訴の提起、追行により、殺人罪という重大な犯罪で被告人の座に立たされたうえ、変態性欲者との汚名まで着せられ、原一審においては極刑の求刑をされて無罪の判決を得たものの、原二審において懲役一五年の判決を宣告され、約一〇年間もの長い間受刑者として服役したうえ、仮出獄後も再審において無罪判決が確定するまでさらに一四年以上も殺人犯としてひっそくした社会生活を余儀なくされ、さらに捜査、公判を通じて終始一貫して無実を訴え、服役中も無実を晴らしたい一心から、なんとか再審請求ができないものかと日夜思い悩んだ挙句、これを實現すべく、家族らとの間でその旨の文通を繰り返していったばかりでなく、その間、原二審判決において訴訟費用の負担を命ぜられたので、その免除の申立てをするも認められず、かえって、服役中毎月のように訴訟費用の納付を督促され、これを拒み続けてきたが、出所後就職するに際し、就職先に訴訟費用納付命令書が送達されることを慮って、やむなくこれを支払い、また服役中体をこわし、出所後約一年間通院生活を余儀なくされたこと、以上のような服役及び出所後の療養生活のため、同人が結婚したのは四〇歳を過ぎてからであること、本件公訴提起以来再審において無罪が確定するまで、原告隆は勿論、その家族らも社会生活

において世間から数々のいやがらせを受け、勤務先でも不利益な扱いを受けたこと、那須家は、那須与一の直系の子孫にあたり、源頼朝公から賜った白旗、那須与一宗隆の太刀（昭和一〇年に文部省から重要美術品としての指定を受けている）、那須家系図、甲冑、陣羽織、持小旗、宇都宮後綱の旗、那須家の家紋入りの古旗など多数の古文書、武具等が家宝として保存され、その一部はかつて秩父宮殿下の台覧に供されたこともあるほどの由緒ある家柄であつたが、原告隆の裁判費用等にあてるため、これらの家宝の一部を売却し、さらに当時住んでいた弘前市在府町の家屋敷をも売却するなど、一族の名譽を著しく傷つけられたことが認められる。かてて加えて、原告別紙(一) 請求金額明細表

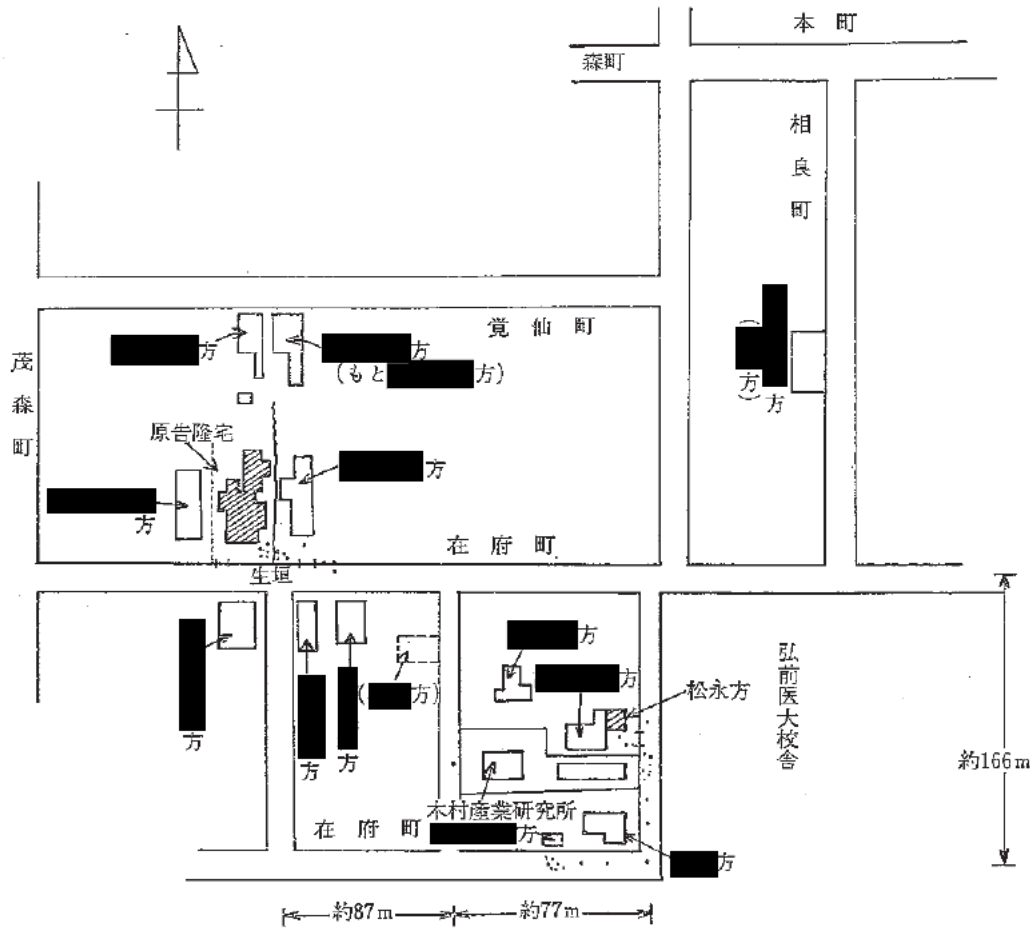
隆は、起訴以来再審で無実の罪を晴らすまで、実に二七年以上を要し、この間二〇歳代後半から三〇歳代にかけて人生の最も有意義な時期を無実の罪により刑務所の中で過ごすことを強制され、これによって直接、間接に受けた肉体的苦痛は言うに及ばず、自由を奪われたことにより被つた無念、悔しさなどは、その立場におかれた者でなければ到底理解することができないものであつて、その精神的苦痛は計り知れないものであるといつても決して過言ではない。これらの事情に後記のとおり、再審請求からその開始決定に至るまでに裁判費用として相当額の支出を要したものと推測されること、逸失利益の算定にあたっては、原則として、その当時の得べかりし収入額を基礎

として計算せざるを得ないが、昭和二四年以降約三〇年間に大幅な貨幣価値の変動があつたため、当時の収入額を基礎として算定した場合、その金額は著しく低額とならざるをえず、したがって、その額を補償しただけでは、被害者の被つた損害を填補することに於て公平な分拒を認るといふ國家賠償法の趣旨を全うしえないこと、本件においては得べかりし収入を本訴提起当時まで運用すれば得られたであろう利益(原告らは遅延損害金の始期を訴状送達の日としたため)が考慮されないことなどの諸点をも斟酌すれば、原告隆の被つた精神的苦痛を慰謝する金額としては金二〇〇〇万円をもって相当とすべきである。

(三) 再審請求後再審開始決定に至るまで

原告名	拘禁中の逸失利益	慰謝料	刑事裁判費用	亡の損害賠償請求権の相続分	刑事補償法により補償を受けた金員	弁護士費用	請求金合計額
隆	三三二四二七〇〇円	一〇〇〇万円	六〇〇万円	一〇〇万円	一三九九六八〇〇円	四七〇万円	五一九四万五九〇〇円
とみ	五〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	四五〇万円	一〇〇万円	九五万円	一〇四五万円
■■■■	三〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
■■■■	三〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
■■■■	三〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
■■■■	三〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
■■■■	三〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
■■■■	三〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円
■■■■	三〇〇万円	三〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	一〇〇万円	四〇万円	四四〇万円

総合計九七五九万五九〇〇円



別紙(三) 弘前市大字在府町付近略図
 距離は 作成の「血痕滴跡状況図面作成について」と題する書面添付の図面による。
 ・印は警察官によって発見された血痕様斑痕を示す。

別紙四

昭和	月額(円)	年額(円)	拘禁日数	計算方法	逸失利益(円) (円未満切捨て)
24	8,019	96,228	69日	$96,228 \times \frac{69}{365}$	18,191
25	9,687	116,244	1年間		116,244
26	12,200	146,400	12日	$146,400 \times \frac{12}{365}$	4,813
27	14,434	173,208	210日	$173,208 \times \frac{210}{365}$	99,653
28	16,741	200,892	1年間		200,892
29	17,898	214,776	"		214,776
30	18,624	223,488	"		223,488
31	20,201	242,412	"		242,412
32	20,201	242,412	"		242,412
33	19,649	235,788	"		235,788
34	20,522	246,264	"		246,264
35	22,003	264,036	"		264,036
36	23,861	286,332	"		286,332
37	27,174	326,088	"		326,088
38	29,703	356,436	8日	$356,436 \times \frac{8}{365}$	7,812

(注) 1年を365日として計算した。

(合計) 2,729,201円

に要した裁判費用

原告隆は、この点につき種々主張するけれども、本件全証拠によるその証明が十分で、他にこれを証するに足る確たる証拠も存しないので、この点に関する主張は理由がないといふべきである。もつとも、具体的な数額の算定は不能なるも、同原告が相当額の費用の支出を余儀なくされたであらうことは容易に推測されるが、この点は前示のとおり、慰謝料算定の一事情として考慮するのが相当である。

四 差し引くべき刑事補償金

原告隆が、昭和五二年八月三〇日、刑事補償法に基づく補償金として金一三九九万六八〇〇円の交付を受けており、これをその被った損害額から控除すべきことは同原告の自陳するところであるから、逸失利益と慰謝料の合計額から右刑事補償金を差し引くこととする。

以上説示したところによれば、原告隆が本件によって被った損害は前記(一)及び(二)の合計額から前記(四)の金額を控除した金八七三万二四〇〇円となる。

四 弁護士費用

原告隆本人尋問の結果によれば、同人は弁護士に本件訴訟を委任し、相当額の報酬を支払う旨約したことが認められるところ、本件事案の内容、訴訟経過、認容額等諸般の事情を考慮すれば、本件において被告に対し請求しうべき報酬の額は、金八七万円と認めるのが相当である。

(三) 以上によれば、原告隆の損害額は、前記(四)及び(五)の合計額たる金九六〇万二四〇〇円となる。

〇一元となる。

2 その他の原告ら

(一) 亡の財産的損害の相続

原告らは、原告隆の刑事裁判に要する費用を捻出するため、亡がその所有する土地建物売却し、その売得金を右費用に充当したことにより被った損害をも賠償すべしと主張するが、しかし、一般に子に對し違法な公訴の提起、追行がなされた場合、通常親に右のような損害が生ずるとはいえないから、本件の違法な公訴の提起、追行と亡の財産的損害との間には相当因果關係がないといふべきである。よって、原告らの右主張は理由がない。

(二) 慰謝料

原告隆を除くその余の原告ら及び亡は、原告隆の親、妹、弟であり、原告隆が長期の勾留、有罪判決の宣告及びその刑の執行を受けたことにもない、社会生活において、あるいは嫁ぎ先や勤務先において数々の不利益を受け、そのため多大の精神的苦痛を被ったとしても、これらの精神的苦痛は、通常公訴の提起、追行、有罪判決の宣告等に必然的にとまなうものであるから、原告隆の無罪が確定し、同人の精神的苦痛が慰謝されることにより当然慰謝される範囲内にあるものと解すべきである。よって、その余の原告らの慰謝料請求は、亡の慰謝料請求権の相続分をも含めて理由がない。

九 結論

よって、原告らの本訴請求は、原告隆につき金九六〇万二四〇〇円及びこれに對する本件不法行為の日より後である昭和五二年一月二八日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払いを求め限度で理由があるからこれを認容し、同原告のその余の請求ならびに同原告を除くその余の原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法九二条、九三条、八九条を、仮執行の宣言につき同法一九六条をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

青森地方裁判所弘前支部

裁判官 矢崎 博一

裁判長裁判官新田誠志及び裁判官渡邊雅文はいずれも転補のため署名押印することができない。

裁判官 矢崎 博一

別紙(一) 公訴事実

被告人は変態性欲者であるが国立弘前大学医学部教授医学博士松永藤雄妻(当三十年の美貌に執心し昭和二十四年八月六日午後十一時頃から同十一時三十分頃迄の間弘前市大字在府町に難産の階下十畳間に突母等と枕を並べて就寝熟睡中のを殺害して変態性欲の満足を得る目的でその寝室に忍び込み枕許に座し所携の鋭利なる刃物(大型ナイフ)を以て同人の頸部を一突きに突き刺し左側頸動脈同頭静脈同迷走神経等を切断し間もなく死亡させて所期の目的を遂げたものである。

別紙 準備書面(一)

はじめに

被告は、本訴の提起を受けて以来、本件再審判決並びに一審以来の刑事記録をつぶさに検討してきたが、その結果、本件刑事事件のきめ手となるべき白ズツ靴、同海軍シャツに對して、数次にわたってなされた鑑定経過が、本件刑事事件の正当な理解のために絶対に欠くことができない事項と思料されるのにかかわらず、その解明がほとんどなされていないことに気づき、これを捜査の推移に従って確定すべく努めてきたところ、偶々、青森県警察本部鑑識課にこれまでかえりみられることのない本件の鑑識関係文書(乙九七乃至一〇六、一〇九、一一〇、一一三号証等)が保管されていたのを発見し、右文書によって再度本件刑事記録に検討を加え、そのうえで関係者に対する調査を実施した。その結果、本件の捜査過程において原告等主張の如き証拠偽造等の疑念を差しささむべき余地はいささかも存しないことを明白にすることができたものと信ずる。

したがって、本件再審開始決定及び再審判決は、本件白ズツ靴、同海軍シャツに對する証拠評価を誤り、数多くの重大な事実を無視乃至誤認してなされたものと断ぜざるを得ず、その判断には到底承服することとはできない。

以下に、本件鑑識関係文書とこれを受けて右調査の結果を勘案して検討を加えた被告の主張を詳述する。

第一 事件発生から上告審判決に至る経

緯を、時間的推移に従って述べると、次のとおりである。

昭和二十四年八月六日午後一時三〇分ころ、弘前市警察署 巡査等は、市大字在府町 方離座敷 (松永方) 階下一〇畳間において、右

と就寝していた同女の実娘 (弘前大学医学部教授松永藤雄の妻で当時三〇年) が何者かによって殺害された旨の連絡を受け、右現場に急行したところ、被害者 は、鋭利な刃物で左側頸部を一突きされ、既に左側頸動脈等切断により出血死しているのを発見した。なお、前記 は、犯行直後現場から逃げていく背丈五尺三寸位で白色半袖シャツ、半ズボンを着用した二〇歳過ぎの犯人とみられる男を目撃していた。そこで、現場に急行した警察官等は直ちに犯人並びに凶器遺留品等の発見に努めたが、これを発見するには至らなかった。

弘前市警察署は、捜査本部を設置(別紙特捜本部編成表のとおり)し、青森県警察本部から 警部、 巡査部長等の応援派遣をえた。

翌七日、現場付近の綿密な見分を実施し、午前六時ころには、 巡査部長等により、前記 宅内(右松永方玄関前から門に至るまで)に五点、同家前路上より 宅前路に上までに一八点の血痕が、また松永方東側窓下に犯人の足跡と思われる草を踏んだ跡が、それぞれ発見さ

れた。次いで、午前一〇時ころ、 所有の警察犬に右松永方東側窓下の足跡の臭いをかがせたうえ、その臭いを伝って歩かせたところ、犬は右血痕のある道を歩行して 方前で水を飲み、更に木村産業研究所前へ至るや、その場で犬は廻りはじめ、みると小指の先の半分位の大きさの血痕があった。犬は更に進んで 方前まで行って止まり、疲れて動けなくなった。

翌八日、引き續き見分の結果、 方屋敷内の敷石、小門の敷石や笹の葉、 (原告那須隆の父) 方と 方の間の垣根、更には右那須方に続いて血痕が発見された。

その後、右事実に加え、犯行当日現場付近で犯人と思われる男を目撃した 等から得られた犯人の特徴が、原告那須隆に似ていたこともあって、同人に対する嫌疑は濃厚になり、その動静が注視されるに至った。

二 逮捕状請求
1 同年八月二日、捜査本部は、当日原告那須隆が 方に出かけていることを把握していたところ、偶々 方から、捜査本部に電話で原告那須隆についての情報提供(右電話を受けたのは、当直員の 巡査部長である)があったので、午後一時ころ、 巡査が右 方

に赴いた。 は「那須が午後四時ころから午後九時ころまでいた。雨が降っていたので下駄を貸してやった。那須の靴を預っている。」旨述べ、同人方玄関の下駄箱のうえに、白ズック靴一足が置いてあった。

巡査は、右白ズック靴を手にしてみたところ、白墨が厚くぬられ血痕とみられる斑痕があったので、直ちに右 から右白ズック靴一足の提出を受け、捜査本部に持ちかえった(なお右白ズック靴の領置調書は、翌八月二日作成されたため、同日付の記載がなされている)。

2 巡査は、山本正太郎署長に、原告那須隆が 方に預けた白ズック靴(以下「本件白ズック靴」という)に血痕とみられる斑痕がある旨報告したところ、同署長は、これを重視し、午後一時ころ、 巡査、 巡査部長を同道したうえ、松木明医師(東京帝国大学医学部を卒業し、しばらく同大学法医学教室に籍を置いたことがあり、当時は弘前市公安委員であった)が、当地における血液研究者として知られていた。捜査本部は、本事件発生当初から、同医師に捜査協力を願い、同医師に対する信頼は厚かった。を訪ね、持参した本件白ズック靴に付着している斑痕の鑑定を依頼した。松木医師は直ちに検査を実施したが、その結果、右斑痕は人血である旨判明したが、血液型については、深夜であることに加え、試料不足のため(検査に供した斑痕では血液型検査をするのに不足であったとの趣旨である)、確認するに至らなかった。

3 そこで、翌二日、捜査本部は、本件白ズック靴に付着している人血痕の血液型の確認を急ぐべく、 鑑識技官に右白ズック靴の検査を命じ、同人は直ちに松木医師のもとに赴き、同医師の指示のもとで右鑑定作業に協力し、遂に右人血痕の血液型はB型であると思われる旨の結果をえた。

4 捜査本部は、松木医師の本件白ズック靴に関する右鑑定結果を得たことから、本件白ズック靴の人血痕は、犯行時被害者の血液(被害者の血液型がB型であることは、本事件発生当初に確認されていた)が、付着したものとの嫌疑を強く、青森地方検察庁弘前支部検事沖中益太に報告し、その了承を得たうえ、原告那須隆を逮捕する方針を決定し、同日青森地方裁判所弘前支部に対し、「犯行現場より連続的に被疑者宅までの路上に血痕があり、更に被疑者は八月二日午後五時頃血液の付着している白ズック靴を、弘前市大字亀甲町 (注、 の誤記である) に預けたること判明、依って該ズック靴を松木医師に鑑定方依頼(付着している血痕を)の結果、被害者と同様B型なること判明及び八月七日昼前前記 (注、 の誤記である) 方に赴き警察で来たら八月六日にはお前のところに泊ったと言ってくれと故意にアリバイを作っている」ことを理由に逮捕状を請求し、その発布を得、同時に捜索差押令状の発布をも得た。

三 本件海軍シャツの押取
同年八月二日午後四時一五分ころ、 警部補、 巡査部長、 巡査等は、 方に急行し、原告那須隆に対し任意同行を求めた。

ところで 警部補は、右那須方居室鴨居にかけてあった海軍用開襟白色シャツを

対し任意同行を求めた。

と

認め、これをその場で見分すると血痕とみられる斑痕(左胸付近)を発見したので、重要な証拠品であると思料し、右海軍用開襟白色シャツの押収方を巡査部長に依頼し、自らは原告那須隆の任意同行にあつた(なお、右海軍シャツは当時原告那須隆が着用しており、任意同行を求められるやこれを着がえたものであつた)。

巡査部長等は、捜索の結果、凶器を発見することができず、また多数の衣類の存在を認め、明らかに血痕とみられる斑痕の付着しているものは、前記海軍用開襟白色シャツ一枚(以下「本件海軍シャツ」という)のみであつたので、これと対をなす鴨居の下にあつたズボン一枚及び違法所持と認められる拳銃一丁をそれぞれ押収した(多数の衣類のなかから本件海軍シャツを押収したことは、捜査員が右証拠品を重視していたことの証左である)。

捜査本部は右押収にかかる本件海軍シャツに付着している血痕とみられる斑痕を重視し、捜査員はいずれもそのころ本件海軍シャツを検分し右斑痕を確認した。なお、同日午後七時三〇分ころ、弘前市警察署において原告那須隆を逮捕した。

四 本件凶器の未発見

ところで、捜査本部は、凶器の発見に全力を挙げるべく、また本件海軍シャツ以外に多数の衣類があつた旨の報告に接し、念のため右衣類についても一括押収しておくべきものと判断し、再度翌二三日捜索差押令状の発布を得、**方**を捜索したが、眼目である凶器の発見をなしえず、同

防色ズボン二着、同ワイシャツ一枚、白ワイシャツ六枚、靴下二足、革バンド一本、ノート一冊、小手帳二冊、手紙六五通、名刺五一枚、赤皮編上靴一足を押収したにとどまつた。

捜査本部はなお凶器の発見に苦心し、方便所等の捜索に手ばかりがあつたとの判断から、更に翌二四日捜索差押令状の発布を得、捜索したが、遂に凶器を発見することができなかった。なお、その際

から黒ズボン一着、浴衣一枚、革バンド一本、白ズック靴(運動靴)一足、白運動シャツ一枚の任意提出を受けて領置した(なお右領置調書は、翌八月二五日作成されたため、同日付の記載がなされている)。

右のとおり二三日、二四日の両日なされた捜索差押は、凶器の発見に主眼が置かれていた。

五 松木医師による本件海軍シャツに対する鑑定

1 捜査本部は前記押収にかかる本件海軍シャツを重視し、同年八月二三日ころ、松木医師に本件海軍シャツに付着する斑痕の鑑定方を依頼し、**技官**をして同医師の鑑定作業に協力させた。

技官は、松木医師の指示により、本件海軍シャツに付着している斑痕のうち乙一一一号証(鑑定書)図参記載の「◎対照の点」とある部分を切りとり、これを検査に供した(実は、再審判決に至る全記録を検討するも、右点を、誰が、いつ、切りとつたものか、明確にされてはいない。しか

し、斑痕付着(部分)付近を対照の点として切りとることは、通常考え難いことである。現に松木医師においては、斑痕付着部分と全く関係のない本件海軍シャツ背面を対照の点として切りとつていたのである。

しかも、**技官**は昭和五年一月九日(再審)公判廷において、「あなたの記憶ですと、海軍シャツは一番最初にどこに鑑定に回されて、その次、どこに回つてという順序になりますか、記憶から。」と質問を受け、「松木先生、一番先です。」旨、更に「科捜研に回す前に松木先生が鑑定したといういきさつあるんですか。」と質問され、「……あるような気がします。」旨証言し、松木医師も同年四月二六日(再審)公判廷において、本件海軍シャツについて「一番最初に私、見ておりますから、その時切り取つたものと思います。」「それは引田先生のところへあげたのは私が調べたあとじゃないかと思ひますが。」「私が最初にそれを見せてもらつて一番先調べたというふうに考えておりますが。」と証言したのであるから、右兩名に十分記憶の喚起を促し、右証言の真偽に慎重な考察が加えられてしかるべきであつた。後述するところ、乙一一一号証、一一二号証の二等には誤った記載が散見されるが、これは鑑定実施等から相当日時を経過してから書面として作成されたことによるもので、右書証等の作成目付及び記載の誤りについては、書証としての杜撰な点を非難するのは格別必要以上にとらわれるべきではない(右書証等の証拠価値は、捜査の推移を念頭におい

て考察すべきものである)。そして右鑑定の結果、本件海軍シャツ付着の斑痕は人血で、且つ、B型であることが判明した。

2 一方、八月二三日、原告那須隆から血液を採取し、松木医師に右血液型の鑑定を依頼したところ、B型で被害者**の**血液型と同一であることが判明した(乙九六号証の一の記載中「昭和二十四年八月二〇日原告那須の血液採取」とあるのは誤記である。右誤記については後述する)。そのため、本件白ズック靴、同海軍シャツ付着の血痕が、B型であることを確認しただけでは決め手を欠くに至り、更に血液型区別の鑑定が必要となつた。

六 引田医師による鑑定

1 ところで、捜査本部は被害者が弘前大学医学部教授の夫人であり、同大学には法医学教室が設置されていたことから、同大学に鑑定を嘱託することにしたが、当時の検察・警察幹部は、同大学で法医学の講座を担当していた引田一雄医師(北海道帝国大学医学部卒業)の学問上の能力について、かつて**技官**にかかると尊属殺被告事件において、凶器付着の血液型鑑定を誤った経歴を有していたこと等から全幅の信頼を置くことができず、そのため、事前に松木医師に鑑定を依頼して一応の判断を得たうえ、引き続き、引田医師に鑑定嘱託することとした(当時大学等の機関でなされる鑑定には、結果が判明するまで相当の日時を要することが通常であつたため、その間、捜査方針を決定できないまま徒らに日時を経過するのを避ける目的もあつた)。

2 同年八月二四日引田医師に鑑定囑託し、まず同月二三日押収にかかる国防色ズボン二着、同ワイシャツ一枚、白ワイシャツ一枚、靴下二足、革バンド一本、赤皮編上靴一足(乙八九号証)並びに同月二四日任意提出を受けた黒ズボン一着、浴衣一枚、革バンド一本、白ズック靴(運動靴)一足、白運動シャツ一枚(乙九〇号証)を一括して(本件白ズック靴、同海軍シャツは含まれていない。)行李に詰め、これを鑑識課雇

が、引田医師のもとに運び込んだ。右証拠品は、前記四記載のとおり念のため押収したものにすぎず、素人目にも一見して血痕様の斑痕を認めないものであったため、これらについては、捜査本部も松本医師に鑑定を依頼することなく、直ちに引田医師のもとに運び込み鑑定を囑託した。そして、同日、引田医師から鑑定を実施する旨の連絡を受けた捜査本部は、前記山本署長等幹部が、本件白ズック靴を引田医師のもとに持参し、同医師に右ズック靴の斑痕(前記のとおり、既に松本医師により、右斑痕は人血で且つB型である旨の鑑定を得ていた。)の鑑定を依頼し、その実施に立会った(引田医師が昭和五一年四月二六日(再審)公判廷において鑑定物件が運び込まれた経緯について、「ズックはそれから間もなく、これは被疑者が履いていたくつだというので別個に持ってまいりました。」「……こうりに入れた衣類やなんかを持ってまいりまして、それから次いでズック靴を持ってまいりまして……」旨証言しているのは、まさしく右事実上添うもの

である。なお乙六〇号証参照。)

3 ところが引田医師は、本件白ズック靴についてルミノール反応検査を実施したが、反応を示さず、靴の紐について血液反応検査をしたが、その付着を認めない旨鑑定した(この点は、その後の捜査活動を理解するうえで極めて重要である。引田医師の右鑑定に接した山本署長等は、松本医師の鑑定結果と全く異なる判断がなされたことに驚愕した。そして引田医師のルミノール反応検査(同医師はこれまで右検査の経験がなかった。)が、ルミノール液を噴霧すべきを筆で塗りたくっており、その不手際のため血痕が流されて反応がなかったのではないかと疑い、前記のとおり同医師にかねて不信を抱いていたので、一層不信を募らせ、このような稚拙な(少なくとも同署長等はそのように理解した。)方法では到底承服し難いと考え(もともと乙六五号証の記載をみると、既に松本医師の鑑定実施により付着血痕が失われた可能性が強いと思われる。)、即日検事沖中益太に報告のうえ、直ちに権威筋すなわち東京大学法医学教室ないし科学捜査研究所で再鑑定すべきことを決定した。

4 本件海軍シャツは、この間前記のとおり松本医師のもとで鑑定に供されていたのであり、次いで引田医師に鑑定依頼される手はずになっていたが、右の如き経過によって権威筋への再鑑定が決定されたため、本件海軍シャツは遂に引田医師のもとに運び込まれることはなかった(なお、山本署長は、昭和五一年一月九日(再審)

公判廷において、引田医師に対する本件海軍シャツの鑑定依頼について尋ねられ、「これは鑑定を依頼したと思いますが、はたして鑑定したかどうかということはどうかという点については、旨懐疑的な証言(乙六〇号証)をしていたのである。)

八月二四日、原告那須隆の送致を受けた検察官は、翌二五日青森地方裁判所弘前支部に対し勾留請求し認容された。

5 ところで前同日、捜査本部は前記決定に基づいて、科学捜査研究所(以下「科捜研」という。)にその旨の照会をし、「被害者、容疑者の血液並びに物件を東大法医学教室に依頼し、東大で事務繁忙その他で迅速に出来ない際は、科学捜査研究所へ依頼するとよい」「鑑定物件は郵便等で送る等のことなく直接持参した方がよい」旨の返答を受け、直ちに右鑑定囑託の準備にたりかかり、同日、まず引田医師のもとに運び込まれていた前記鑑定物件(同月二三日及び翌二四日押収ないし任提領置したものを)を引き揚げた(引田医師はその間後述のとおり若干の鑑定を実施している。なお、本件白ズック靴については前日二四日鑑定終了後引き揚げたものとみられる。)

七 科学捜査研究所における鑑定
1 同年八月二六日弘前市警察署長は青森県警察隊長に対し、鑑定資料「一被疑者衣類並に靴、赤革編上靴一足、白色ズック靴二足(うち一足が本件白ズック靴である。)、黒ズボン一枚、海軍白ズボン一枚、進駐軍放出ワイシャツ一枚、国防色軍隊ズボン二枚、白ワイシャツ一枚、白半袖開襟

シャツ二枚、海軍シャツ四枚(うち一枚が本件海軍シャツである。)、ランニングシャツ一枚、浴衣一枚、靴下二足、靴下止め一本、赤革バンド二本、計二二点、二血液、松永夫人血液(本件犯行場所の畳に付着したもの)一点、容疑者血液(原告那須隆の生血)一点、路上採取血液三点、計五点」の鑑定方を依頼した(本件白ズック靴、同海軍シャツだけを取りだして鑑定依頼したものではない。)

なお、前記五、二記載のとおり、このころには既に被害者と原告那須隆との血液型が共にB型であることが判明していたので、区別の必要から、「型が判明の場合はMN式で判別出来るや否や、出来得ればその型」旨の鑑定事項が加えられた。

2 青森県警察本部鑑識技官綿谷弘四及び技官の兩名は、同月二七日前記鑑定物件を持参して上京し、科捜研に赴いたが、同研究所が繁忙のため、右物件の引渡は同月三〇日になされた。

3 科捜研では、警察技官、同平嶋侃一の兩名が同年九月一日より同月一〇日までの間、右鑑定にあたり、本件白ズック靴については、「血痕は証明し得ず。」との、本件海軍シャツについては、「汚染は血痕であり、血液型はB型の反応を示した。」旨の鑑定をなし、他の物件については特段の検査の必要なく(この点前記六、二記載のとおり捜査本部においても同様の判断をしていた。)、他の資料よりは、血痕証明至難であった。旨の鑑定をなし、また、「三、松永夫人、容疑者、路上採取

の血液は夫々血液型B型を示した。四、又敷石の血痕、那須真の血痕は血痕反応を認めその血液型はB型と思われる。」旨鑑定した。

4 なお、検察官は、勾留延長の請求をして認容され、九月一日まで勾留を継続し、翌二日から同年一〇月一日までの間、本件犯行が変質者による疑いがあったので、原告那須隆の精神鑑定のため鑑定留置を請求し、認容された。

5 ところで、前記、平嶋鑑定書の作成送付が遅延し、科捜研に引渡された前記鑑定物件は、同研究所から九月二五、六日ころ国警本部秘書企画課を経由して弘前市警察署長宛に小包郵送されたので、同署に到着したのは、早くても同月三〇日ころであった。

したがって、本件白ズック靴と同海軍シャツは、任提領置又は押収の当初から、終始鑑定のために供されていた(本件捜査においては、右鑑定こそが最重要であり、ともかくもその結果を得なければ被疑者の弁解の真偽を確認することはできなかったのである。)のであり、捜査本部が科捜研から右物件の返還を受けたのが、先のとおり早くとも九月三〇日ころで、既に勾留期間徒過後(しかも、前記のとおり、平嶋鑑定では、被害者と原告那須隆の血液型は、B M型で同一であるというのであるから、なお鑑定の必要があった。)であるから、その間、原告那須隆に対する取調にあたって、これを示すことがなかったからといって、何等あやしむにはあたらない。

八 Q式血液型検査

1 捜査本部は、被害者と原告那須隆の血液型が共にB型で同一であると判明した後、前記のとおり科捜研にM N式による血液型の鑑定依頼をする一方、松木医師に被害者と原告那須隆の血液型を区別しうるか否かの鑑定を依頼した。同医師は、松永教授等を介して逐次血清液を入手し、まずM N式検査を実施したが、いずれもM型で区別ができず、更にQ式検査の必要をみるに至り、その結果、遂に被害者はQ型、原告那須隆はQ型で区別し得ることが判明したのである。

右の経緯は松永教授が、昭和二四年一月一日(第一審)公判廷において、「本件容疑者が検査された時も、同人の血が血液型B型である事から判断出来ないという事になりましたから、私は友人へM Nの血清を貰いたいと話したところ届いて来ましたから、松木博士と、技手に更に検査方をして貰いましたが、家内と本件容疑者は共にB M型を呈しました。このB Mの組合せは百人中七人位の割合となっており、これ又鑑別が明らかになりませんでしたから、更にQ型の存在につき調査したいから血清を欲しいと云って村上教授に話したところ、同人はさっそく送ってくれ、その検査を施したところ、家内の血液型はB M Qとなり、容疑者の血液型はB M Qとなり、Q型に対しQというものはQ型を持っていない事を表しております。そこでこの判別により容疑者の衣服持物にB M Qの血液型を有していると間違いないと考えられま

した。」旨証言していることからもよく窺い知ることが出来る。

2 そこで、次にQ式検査の経緯についてみる。捜査本部は、前記七、五記載の経過で、科捜研から鑑定物件の返還を受けたのであるから、松木医師の本件海軍シャツ、同白ズック靴に対するQ式検査は、同年一〇月に至って開始されたとみられる。ところで、同年一〇月一三日付で、

技官が東北大学医学教室三木敏行助教宛に、「(一)九月上旬松永教授を経由して貰った第一回の抗Qにより浸出した被疑者の血液型はQで被害者のものはQであったが、第二回目の送付をうけたもの及び技官が貰って来た抗Qによるもの及び技官が貰った(二)今回技官が貰って来た抗Qによると(β)型血球によれば強い凝集反応を呈し、(α)型については凝集反応を示すものもあり示さぬものもある。(三)以上による(イ)今回の抗Qは完全に吸着を行ったものであるか、(ロ)右項(二)の結果は何に起因するか。」旨電話照会し、翌一四日同助教から「一、第一回の「抗Q」と第二回目の「抗Q」とに因ってどうして別な結果が出たかは、電話の話だけでは不明である。当方の第二回に送付したものと及び技官に差し上げたもので不合理を感じないで使用している。二、技官に差し上げたものは凝集素を吸着してある。しかしB Q血球の余り大量に吸着すると「抗Q」凝集素価が低下するから、軽くしか吸着していない。したがって凝集反応を行う際に余り長く時間をかけるとすべてBの血球に凝集して来る。」旨

返答を受けていることに鑑みると、前記松木医師及び技官は、九月上旬ころから何回かにわたり、被害者と原告那須隆の血液型を区別すべくQ式検査を実施し、被害者がQ型、原告那須隆がQ型であることがほぼ判明していたこと、しかしQ式は未経験の検査方法であったため、右鑑定作業は相当の困難を伴ったことを知ることが出来る。

そして、三木助教から右のとおりQ式の検査方法について指導を受け、抗Q血清の品質確認をしたうえ、翌一〇月一五日ころ、本件海軍シャツについて、Q式検査を実施し、付着する血痕はQ型であることが判明したのであるが、なお右結果については十分確信できるものではなかった。本件白ズック靴については、既に数次の鑑定を経て、付着血痕は失なわれていたので、Q式検査は不能であった。

3 捜査本部は、右のとおり松木医師から、本件海軍シャツの血痕はQ型である旨一応の鑑定を得たことから、翌一六日前三木助教に正式に本件海軍シャツに付着する血痕の鑑定を嘱託することを決定し、その旨鑑定処分許可状の発布を得たうえ、翌一七日技官に同助教のもとへ本件海軍シャツ、松永夫人の血液が付着した床蓐及び原告那須隆の血液(生血)を持参させた。

同助教は本件海軍シャツの左側襟の左寄り部分を切りとって検査に供するとともに、同日本件海軍シャツを技官に返還した。

同助教は同日より同月一九日までの間、検査を実施し、「一、弘前市警察署鑑識係が持参した松永夫人殺害事件の被疑者那須隆の血液はB M Q型に属する。二、別添(イ)の海軍開襟シャツ(本件海軍シャツのこと)にはQ型の血液が付着して居る。三、別添(ロ)の畳床蓑(被害者の血液が多量付着して凝固したもの)にはQ型の血液が付着している。」旨鑑定した。

九 公訴提起

1 検察官は、右三木鑑定を得たことで、本件海軍シャツに付着している血液は、犯行時、被害者[]の血液が付着したものと確信し、前記[]、平嶋鑑定に關する疑点を照会して解明のうえ、同年一〇月二二日前記三木鑑定書の送付を受けるや、同日、原告那須隆を本件殺人罪で再逮捕し、同月二四日、同罪により、青森地方裁判所弘前支部に公判請求した。

2 なお、検察官は、これに先だつ同年一〇月二二日、原告那須隆を銃砲所持禁止令違反で逮捕し、同月一四日勾留請求して認容され、同月二二日まで勾留したうえ、翌二二日同禁止令違反で前記弘前支部に公判請求している。

一〇 松木医師による鑑定書作成

1 とところで[]技官は、松木医師のもとで実施した鑑定結果について、逐次弘前市警察署長宛に鑑定報告書を提出していたのであるが本件公判請求後、右鑑定内容を鑑定書の形式で書証化することとされ、そのころ一括して松木明あるいは松木明・[]名義の鑑定書が作成された。

このことに関し、山本署長は、右鑑定書について、昭和五年一月九日(再審)公判廷において、「これは正式のあれは松木さんに依頼した鑑定は、警察の時点にまいったと思いますが、それ以外の鑑定は検察庁に行つてから、直接検察庁に送られたんではないかという感じがいたします。」旨証言している。

しかし右書証化するにあたり、松木医師のもとでなされた鑑定は、鑑定嘱託の手続をとってなされたものではなかったため、後日になって嘱託書を作成しなければならず、また実際実施した検査日についても正確に記録化されていなかったため、鑑定書の作成日付、あるいは検査実施日付等は正確なまま、いわば鑑定書としての体裁を整えるだけとも言える不意な記載がなされることになったものとしか考えられない。

この間の事情は、松木医師が、右鑑定書について、昭和五年四月二六日(再審)公判廷において、「ただ、警察であとのためにメモとして取っておきたいというのがその時の署長並びに県の刑事部長さんの要望でしたから、その要望にこたえて、簡単にメモ的程度のものを作つたわけです。」鑑定依頼書もそれを受け取つて私やうたわけじゃないんですよ。それみんなあとから適当に書類の形式上作つたもんですから、日にちのずれなんかも、おそらくあると思うんですよ。」旨率直に証言していることによつても優に類えるところである。

2 鑑定書を見ると、

(一) 乙七七号証中の「昭和二年八月二〇日」の記載は、「昭和四年八月二一日」の誤記(付言すると[]技官は当初から原告那須隆の検挙日を八月二〇日と誤解していたふしがある。)とみられ、

(二) 乙七八号証中には「一、此の靴は本年八月 日」と日にちの記載もれがあり、

に松木医師の鑑定事実及びその結果の正確性を覆えずことになるものではないことにも、十分配慮されねばならない。

一 古畑種基による鑑定

検察官は、同年一〇月三十一日第一審第一回公判期日において本件白ズック靴、同海軍シャツを提出した。

第一審裁判所は、昭和五年七月六日、東京大学教授古畑種基に対し、本件海軍シャツ、同白ズック靴、畳表(被害者の血液が付着したもの)等の鑑定を命じ、同教授は同年七月六日より同年九月二〇日までの間、右鑑定にあたり、「一、海軍用開襟シャツ(本件海軍シャツのこと)には人血痕が付着しているものと判定する。二、畳表には人血痕が付着している。三、(イ)海軍用開襟シャツに付着している人血痕の血液型とは畳表に付着している人血痕の血液型とは完全に一致し同一人のものであると推定される。(ロ)海軍用開襟シャツに付着している人血痕と、畳表に付着している人血痕とは、その付着の時期に時間的間隔を認めることが出来ない。四、海軍用開襟シャツの人血痕は男女いずれのものか不明である。五、畳表付着の人血痕に於いて、私の検査した範囲では血液型の異なる血痕は証明できない。六、海軍用開襟シャツ付着の人血痕は昭和二〇年一〇月頃ソーダ溶液で洗滌する以前に付着したものであり得ない。一般に血痕についてのQ式血液型の判定可能期間は大体二〜三年位と推測する。七、白ズック靴には現在人血痕の付着を認め得ない。八、[]邸内より木村産業研究

(三) 乙九六号証の「昭和二年八月二〇日」の記載は「昭和四年八月二三日」の誤記であり、

(四) 乙一一二号証の二中の「……(東北大学にて本撮映後即ち十月十八日頃切り採り……)とあるのは「十月十七日」の誤記であり、また「へは口の試験に对照とせ(斑痕無き箇所)穴。」とあるのは誤記で、「へ」の部分は血液付着部分であつて松木医師の試験に供した箇所なのであり、对照の点として切りとつたのは背面部分である。

等、多々誤記ないし不備な記載が散見されるが、これは前記の如き経緯で作成された書証であるからにはかならない(なお、乙一一二号証の二が第一審第一回公判期日である昭和四年一〇月三十一日以後の同年一月二二日追送されていることから、前記一〇、一記載の事実を窺い知ることができらる。

3 松木ないし松木・[]名義の鑑定書

が、右の経緯で作成された事実は、これら鑑定書を証拠として評価するにあたり慎重を要するところではあるが、しかし、それが書証として形式上杜撰な点を超えて直ち

所路上を経て、方裏に達する人血痕は、加害者が逃走の際、加害者自身から或いは加害者の携行した物件から血液が滴下して生じたものと考へられるが、加害者の血液によるものか被害者の血液によるものかは不明である。旨鑑定した。

検察官は乙一三二号証記載のとおり論告した。第一審裁判所は、昭和二十六年一月二日、本件殺人の点について無罪の判決をした。

一二 村上次男による鑑定

検察官は、同年一月十九日仙台高等裁判所に対し、右判決について控訴を申し立てた。

第二審裁判所は、同年七月二十七日、東北大学教授村上次男に対し、乙第一三五号証記載事項について鑑定を命じ、同教授は同年八月三日から同二十七年一月三十一日までの間、右鑑定にあたり、

(イ) 被害者が本件の記録に記載される様に仰臥し、その右側枕許に加害者が坐り、若しくはしゃがみ、上半身を前屈みにし、右手を以て凶器を刺し、被害者に又本件の記録に記載される様な創を作ったことを基礎とし、加害者がその時証第三号のシャツ(本件海軍シャツのこと)を着て居て、凶器を刺し初めてから抜き終る瞬間迄の間に、被害者の創口からの血液を直接受けたことを前提とすれば、証第三号のシャツの汚斑(既に切りとられてある部分を含む。但し明に血痕でないものやポケット裏の斑痕を除外する)の内、多くのものはその位置、形、量から考へて、その様にして

生じ得ると考へられる。

証第三号のシャツの汚斑(既に切られてある部分を含む。)の中には、先に述べた襲撃の際、被害者の刺入口から出た血液が、加害者の手拳等に触れて、方向を転じて付着し、生じ得ると考へられるものもある。又先に述べた襲撃の際に、被害者の刺入口から出た血液が、一旦加害者の体部、衣類等に付着し、后之を二次的に受けて生じ得ると考へられるものもある。

(ロ) 本件の被害者が、先に述べた襲撃を受け、母に抱きかかへられ、自己の名を連呼され、夫にひきつづいて、細い、小さい声で、簡単な言葉を述べることはあり得ると考へられる。

(ハ) 証第三号のシャツのポケット裏の斑痕は現在切りとられてあり、その性質(大きさ、形、位置だけでなしに色やどちらから着いたか、血液検査の成績等)を直接知ることができない。従つてその成因も詳に知ることが出来ない。此の斑痕は血液でないものならば、その成因については知ることが出来ない。この斑痕がその周囲に、表布にも裏布にも、現在残る汚斑(又はその或るもの)と共に血痕であるとの前提が成立するならば、この斑痕は血液に汚れた物をこのポケットへ入れたために生じたであろうと考へられる旨鑑定。

一三 第二審判決及びそれ以後の経過
検察官は乙一三七号証記載のとおり論告した。

第二審裁判所は、昭和二十七年五月三十一日原判決を破棄し、原告那須隆に対し懲役一

五年の判決を言い渡した。

右判決に対し原告那須隆並びに弁護人から上告申立がなされたが、同二十八年二月九日上告を棄却され、同年三月三日確定した。

なお、本件については、昭和四十六年七月一三日仙台高等裁判所に再審請求、同四十九年一月一三日棄却、同月十九日弁護人異議申立、同五一年七月一三日原決定取消再審開始、同五二年二月一五日控訴棄却、同年三月二日確定している。

第二 以上を要するに、本件捜査の推移は極めて自然で十分理解できるのであり、確かに捜査技術上稚拙な点のあったことは否めず、非難を加える余地はあるものの、決して証拠偽造等の疑念を差しはさむべき事實はいささかも存しないことが明白となつたと信ずるが、更に重要な論点をとりあげて考察を加えることにする。

一 松木明、の本作白ズック靴、同海軍シャツに関する鑑定について

1 前記第一、一〇記載のとおり、松木ないし松木・作成名義の鑑定書は、鑑定実施日から相当日時の経過した公判請求後に書証化され、作成日付及び検査実施日付等は、鑑定書としての体裁を整えるだけとも言える不用意な記載がされたので、形式的記載事項については正確と言ひ難いのである。したがって、右鑑定書記載の検査が現実について実施されたものであるかを確定(このことは、本準備書面の「はじめに」で指摘したとおり、本件の理解のために不可欠の事項である。)するに当たっては、

同書記載の日付を決め手とすることはできない。そこでそもそも鑑定依頼は、捜査の必要に応じてなされることに思い至し、まづもって捜査の推移を念頭におくことが肝要である。そうすると本件捜査は、被害者の血液型がB型であるので、容疑者の着衣等からB型血液付着の確認を得ることができれば、本件罪体と結びつきがなると判断されていた第一段階(原告那須隆を逮捕して他人の血液を採取し、被害者と同一のB型であることが判明するまでの段階に該る。)、被害者と原告那須隆の血液型をMN式で区別しようとし、その結果、共にM型であることが判明するまでの第二段階(前記・平嶋鑑定の時期がこれに該る。)、そして、更にQ式で区別しようとし、被害者がQ型、原告那須隆がq型であることが判明した第三段階(前記三木鑑定の時期がこれに該る。)に区分される。

また、松木医師、技官の鑑定作業は、科捜研における鑑定期間(捜査本部が鑑定物件の返還を受けるまで一か月余ある。)をはざんで前後期に二分される。

2 そこで、まず本作白ズック靴についてみると、松木明作成名義の乙七七号証、松木明・作成名義の乙七八号証の二通の鑑定書があるが、乙七七号証には、「イ靴紐についている斑痕は血液であり人血である。ロ靴(両)底及び右靴の上にある斑痕はいずれも血液である。」血液型は試験不足(検査に供した斑痕では血液型検査をするのに不足であったとの趣旨である。)のため検出不確実である。旨の、乙

七八号証には、「(一)該ズック靴に付着して居る斑痕は凶者のア点、凶式のニ点を除いては血液である。(二)該斑痕の血液中、凶者のう及びウ点、凶式のウ点のものは人血である。(三)凶者のウ点の人の型はB型と思われる。」旨の、各鑑定結果が記載されており、右検査内容は前記第一段階に該るこ

とが理解される。
乙七八号証には、本鑑定は、「昭和二四年十月十七日午後四時に着手し同十八日午後四時に終った。」旨記載されているが、真実右日時に検査を実施したとする、前記第三段階に該当することになり、そうすると、血液型検査を行いながらABO式検査のみでQ式検査を実施していないことは理解し難いことである。右記載はまさしく前に指摘したとおり鑑定書の体裁を整えるための不正確な記載にすぎないのである。

53
そうであるからこそ、技官は、昭和二四年一月三日(第一審)公判廷において、「(本件白ズック靴を示され)……捜査第一課から送られて来て署長、警部補外二、三名から夜間識別を松木博士に頼んだが、夜間であったため出来なかった様であるからも一回やって見てくれと言われました。見ると右靴の右外側は相当切り取った跡があり、又左踵にも血痕らしいものがついて居りその他肉眼で見えない程のものがついて居りました。」……この鑑定状況を具体的に申しますと先づ靴であります、ルミノール反応を試したところ爪先が著しいB型を示しました。それから何の位

白墨を塗ってあるかを調査すればもっと考になったと考えましたが、水道の水で洗ったところ、相当の血痕が表われ、これを採血調査した処何れもB型でした。」旨証言しているものであり、右事実は、乙七八号証の記載に合致していることに注意を払わなければならぬ。

また、右証言中にある「夜間識別を松木博士に頼んだが、夜間であったため出来なかつた様である」とは、前記第一、二、二記載の松木医師が山本署長、巡査、巡査部長の訪問を受けて、八月二一日午後一時ころから深夜にかけて実施した鑑定を指すものにはかならず、右検査の結果については、山本署長、巡査のいづれもが、松木医師から人血であると知らされたが、血液型については、記憶がない旨証言しており、まさに前記乙七七号証の記載と合致するのである。すなわち、松木名義の乙七七号証は、昭和二四年八月二一日実施の、松木・名義の乙七八号証は翌二二日実施の、各鑑定結果を記載したものである。

3 捜査本部は、右鑑定結果を得て、原告那須隆の逮捕請求に踏み込んだのである。その後、本件白ズック靴は前記のとおり引田医師及び科捜研で鑑定に付されたが、いづれも血痕付着を認めなかつたのであるが、これは前記証言に照らしてみると、右前鑑定に先だつて実施された前記八月二一日、同月二二日の検査において付着血痕を資料として使はしたか、あるいは水洗いした際に流れたものと推測し得

るのである。そのため、捜査本部は前記研究所から本件白ズック靴の返還を受けた後、右靴をQ式検査に供することができなかったのである。本件白ズック靴についてQ式検査の鑑定書が存在しないことに注目すべきである。

4 次に本件海軍シャツについてみると、松木明・作成名義乙一一一号証の鑑定書一通及び作成の乙一一二号証の二の報告書(写真添付)一通がある。乙一一一号証の鑑定内容は、「(一)付着せる斑痕イ、ロは血液である。(二)其の血液は人血である。(三)其の血液型はABO式に於いてはB型、Q式に於てはQ型である。尚凶参のハ点、ニ点については血液試験を行った処顕著な血液反応を示した。」旨記載されており、前記第三段階に該ると理解される。(なお、凶参チ、科学捜査研究所にて行つた点の記載がある。)され、前記第一、八、二記載の昭和二四年一月一五日程実施したQ式検査の鑑定結果と判断される(同証冒頭に「昭和二四年十月十五日付弘捜(鑑)発第二四九号を以て囑託せられた鑑定」の記載があり、もとより右記載を直ちに信用し難いものの、右考察と一致することは注意をひく事実である。なお、前記第一、五、一に記載したとおり、松木医師及び技官は、科捜研に鑑定囑託する以前である昭和二四年八月二二日程、本件海軍シャツ付着の斑痕は人血で、且つB型であることを鑑定の結果把握していたのであり、本証にMN式の記載(捜査の推移に照らすと、松木医師が本件海軍シャツに

ついて、MN式検査を別個独立の機会に行う要をみない。)がないのは、右の結果を記載したにとどまつたからである。)

また乙一一二号証の二には、添付されている本件海軍シャツの写真撮影日が「昭和二四年十月十日午前一時」と記載されているが、これも直ちに正確な記載とは見難いので考察を加えると、右写真の説明文中の「一、イ、はQ型血液(東北大学にて本撮映後即ち十月十八日(注、前記のとおり十月十七日の誤記である。))頃切り採りQ型の血液試験した箇所)、二、ロ、松木医師Q型血液型の試験せる跡の穴。へは口の試験に对照とせる(斑痕無き箇所)穴(注、前記のとおり右記載は誤りであり、へは血痕付着部分として切り採り試験した箇所である。)」旨の記載から、右写真撮影日は、松木医師のQ式検査後で且つ、東北大学三木助教のもとに本件海軍シャツを持参した一〇月一七日以前、すなわち、一〇月一五、六日ころと理解し得るのであり、また右報告書の作成日は、同書の追送が同年一月一二日なされていることからみてそのころの作成とみられ、そのため日時経過により、先のような軽率ともいえる誤った記載がなされたと理解されるのである。

以上、要するに、松木、の本件白ズック靴、同海軍シャツについての鑑定書は、捜査の推移を念頭に置けば、何ら疑義を差しはさむ余地は存しないのである。

二 引田一雄鑑定について
1 捜査本部は、前記第一、六、一記載のとおり、引田医師を信用しておらず、同

医師に鑑定嘱託するに至ったのは、主として本件被害者が弘前大学医学部教授の夫人であったためにすぎなかった。それで弘前市公安委員で当地における血液研究の権威者であった松木医師に、まず証拠品等の鑑定を依頼し、一応の判断を得たうえ（早期に捜査方針を決定する目的もあつた。科捜研の鑑定にみられるとおり、当時大学等の機関でなされる鑑定には、結果が判明するまで相当の日時を要するのが通常であつた）、引き続き引田医師に鑑定嘱託する方法をとつたのである。

2 次に、昭和二四年八月二四日ころ、引田医師のもとに運び込まれた鑑定物件について検討する。

引田医師は、前記第一、六、二記載のとおり「こうりに入れた衣類やなんか」が持ちこまれ、次いで「ズック靴」が持ちこまれた旨証言している。そこで、右行李のなかに本件海軍シャツが含まれていたかは慎重な考察を要する。

確かに証拠品である衣類、靴等全部を引田医師に鑑定嘱託する手はずであつたことは間違いないであろう。同医師に対する鑑定嘱託書を見ると、八月二二日、二三日、二四日、**方**から押収ないし任提領置した全物件（手紙類等は除く。）が記載（本件海軍シャツは「8海軍シャツ四枚」と記載されているうちの一枚とみられる。）されているのである。ちなみに右嘱託書に記載されている「2白ズック靴一足」とあるのは、本件白ズック靴ではなく、同月二四日任提領置したものである（その後科捜研に

嘱託するにあたり「白色ズック靴二足」と記載されていることから明白である。ところで、前記第一、六、二記載のとおり、八月二三日、二四日押収ないし任提領置した物件は、念のため押収したものに基づき、素人目にも一見して血痕様の斑痕は認められないものであつたため、右物件については捜査本部も重視していなかつた。そのため、これらについては、松木医師に鑑定を依頼することなく、直ちに行李に一括して詰め（本件海軍シャツは含まれていない）、これを鑑識課**方**が引田医師のもとに運び込んだ。そして、本件白ズック靴は、重要証拠品であるので、引田医師から検査実施の連絡を受けた捜査本部が、別途同医師のもとに持参したのである。

それでは、当時本件海軍シャツはどこに所在していたのであろうか。前記第一、五、1記載のとおり、捜査本部は押収当初から本件海軍シャツを重要視していたのであり、松木医師に、本件海軍シャツに付着する斑痕の鑑定方を依頼し、河医師のもとで検査に供されていたのである。本件海軍シャツは、右検査を経て引田医師のもとに運び込まれる手はずであつたが、その間に同医師が前記第一、六、3記載のとおり、本件白ズック靴に血痕付着を認めない旨鑑定したのを受け、即日科捜研に再鑑定を嘱託することが決定されたため、遂に本件海軍シャツは引田医師のもとに運び込まれることはなかつたのである。また、同医師のもとに運び込まれていた前記物件も同月二五日には引揚げられた。

3 そこで右事実を検証するため、次に引田医師の公判廷における証言を検討することにする。

(一) 引田医師は、昭和二五年六月二日（第一審）公判廷において、

(1) 問 白ズック靴と海軍シャツを鑑定して居ると言うが、シャツの血痕は古い血だという感じを持った記憶がないか。

答 シャツも左様であつたが、ズック靴の紐は十分古かつたと記憶して居ります。当時私としてはしみが血液であるか何うか確め血液なる事が判つたから、人血であるかを認定しなければ意味がないと思つたから、ルミナール、ベンチデンの各反応を試験したら全然反応がでませんでしたから、この汚点は血痕であるか何うか疑はしい。たとい反応が出たとしても相

問 シャツを受取つた時、その付着せる汚点を見たか。

答 見受けました。

問 その際汚点は血液でなく若し血痕であつたとしても相当古いものだと云ふのか。

答 古い血とか言う事は難しいのですが、路上の血とシャツ、ズック靴の血と比べてみて色の具合からも違つた様であり、特に靴の紐についてはベンチデン反応試験をしてみても水に溶けない点から見て血でない。血としても古いものだと言うことが出来ます。又ルミナール試験法では

血が古ければ古い程反応が出ない様になつて居ります。

(3) 問 海軍シャツの汚点は人血であると言ふ事が判つたか。

答 多分靴の紐と同様為したと記憶して居りますが、明確なる証言をしたから當時作成した鑑定書の控があるから之を見て証言することを許可ありたくお願ひします。

旨述べて鑑定書をみたらうえ、海軍シャツについては一旦受取りましたが鑑定して居りませんから訂正して置きます。

問 証人は海軍シャツも鑑定した様に述べたが、それも取消さず、その後見ただけだと言ふのは何う言う訳か。

答 鑑定はしませんが見るには見ました。

問 証人が先程鑑定したと言ふのは嘘か。

答 資料として持つて来たのを見た丈けで別に鑑定書は提出して居りません。

問 不正確な記憶で正確な事を言つたと言ふのか。

答 それでシャツは見た丈けと言ひました。

問 とういのであり、海軍シャツについて尋問を受けてもこれにまともに答えず、白ズック靴の鑑定に話がそれてしまひ、白ズック靴についての印象は比較的強いが、海軍シャツについての印象は極めて薄弱であることが理解される。先にみたとおり、山本署長等監視のなかで、まず本件白ズック靴の鑑定をしたからこそ印象も強く、比較的明

確な証言をし得たものと判断される。

ただし、本件白ズック靴についても、

問 靴を受取って見た時何処かの部分に汚

点が無かったか。

答 全部見ましたが、紐以外の部分には見

当りませんでした。

問 又切り取って居た箇所もなかったか。

答 全然そんな箇所がありませんでした。

問 靴の底が切り取られてあったのではな

いか。

答 底の部分に白くすれて居た箇所があり

ましたが、その他は何もありませんでし

た。当時の警察官は松木博士の処へ持っ

て行き見て貰ったとだけ言いました。

問 証人が見た箇所は。

答 紐一点だけでした。

問 その他に汚点が無かったと考えるの

か。紐以外の部分には付着して居ても判

らなかつたのか。

答 紐が一番目につきませんが、残りの部分

は気がつきませんでした。

問 紐以外の部分について居たと云ふこと

は断定出来ないのか。

答 はい断定出来ません。

旨(前記第二、一、二記載のとおり、本件

白ズック靴は松木医師の検査の際に一部切

りとられている。事実には反する証言をし

ており、最も入念に検査した本件白ズック

靴についてさえ、不正確な証言をしている

のである。引田医師の証言の証拠評価には

慎重を要すると言わざるを得ない。

(一) ところで引田医師は、同人がみた

海軍シャツ付着の斑痕を新旧は別としてそ

もそも血痕様のものと判断していたのか否

かについてみると、前記証言からも明らか

なっており、海軍シャツにほとんど関心を示

していないことが理解でき、第一審で

はその斑痕について

問 シャツについて居た汚点の色は。

答 褪灰暗色の状態のものでした。

問 証人が鑑定した路上の血痕とは色から

しても違って居たか。

答 著名に違って居ました。

旨証言していた。

ところが、昭和二十六年七月三十一日(第二

審)公判廷においては

問 開襟シャツに血液らしいものはついて

いたかどうか記憶はないか。

答 あせた様な褐色の斑痕が左の肩の辺に

二、三点あった記憶があります。

問 肩辺というのは肩の上の方か。

答 左の肩から胸にかけて赤褐色とは思わ

れない帯灰暗色様のものでした。その個

所にあつたかどうかは記憶ありません。

問 帯灰暗色というのはどんな色か。

答 灰色がかつたあせた様な黒ずんだ色と

いう意味で、私は帯灰暗色という言葉が

一番感じがするので、此の言葉を使つて

います。

問 証人は夫は血痕だと思つたか。

答 私は経験からこれは場合によっては血

かも知れないから是非検査して見る必要

があると思つていました。

旨証言しているのであるが、そうであれ

ば、まさにまず第一に証言するところの海

軍シャツについてルミノール検査を実施し

たはずであり、右証言は、にわかに信用し

難い(前述したとおり、本件白ズック靴、

同海軍シャツ以外には、素人目でもよこれ

による汚斑は格別、血痕様の斑痕は認めら

れなかつたのである。)

そして昭和五一年四月二六日(再審)公

判廷において、

私は開襟シャツというふうに記憶して

おりますが、四角あつたかどうかこの点

ははっきりしません、海軍シャツのと

ころに、まあ肉眼的には血痕とは認めが

たいような斑点がついておつたという記

憶はありません。

旨証言しているのであり、そうでなければ

引田医師の前記行為は理解し難い。引

田医師は同人がみた海軍シャツ付着の斑痕

を血痕様のものとは判断してはなかつたの

である。まさしく本件海軍シャツは、引田

医師のもとに運び込まれてはいないのであ

る。同医師のもとに運び込まれたのは、シ

ャツについていえば、本件海軍シャツと同

型のもの三枚、類似するもの(進駐軍放出

ワイシャツ一着、白ワイシャツ一枚、白半

袖開襟シャツ二枚、ランニングシャツ一

枚)五枚、合計八枚であつた(本件海軍シ

ャツは、前記第一、五、一記載のとおり既

に松木医師のもとで鑑定のため一部切りと

られていたのであるから、右シャツを見分

しながら検査を実施しなかつたとは解し難

い。もとより引田医師は右切りと跡につ

いて証言するところがない。)

(二) 更に引田鑑定書について検討す

る。右鑑定書には鑑定を実施した物件とし

て、浴衣、白ズック靴、革バンド(細い

方)、靴下どめの順で記載されているから、

引田医師は右の順に鑑定を実施したとみら

れる。本件白ズック靴は、前記のとおり引

田医師から検査実施の連絡を受けた捜査本

部が、他物件と別途同医師のもとに持参し

たことに鑑みると、同医師は、まず、浴衣

の検査に着手し、本件白ズック靴の到着し

たところでこれを検査し次いで革バンド、

靴下どめの順で実施したとみられる。そう

してみると浴衣は八月二四日任提領置した

もの、革バンドは細い方と特定しているか

ら、鑑定物件の革バンド二本共見分したと

みられ、右革バンドは、一方は前同日任提

領置したものであり、他方は同月二三日押

収したもの、靴下どめは領置調査上明瞭で

はないが、前同日押収した靴下に付いてい

たものと解されるから、右事実をみる限

り、引田医師は鑑定物件を領置順(鑑定物

件が領置順に整理されていたことの証左で

もある。)に検査を実施したとみられる。

同医師は、「まあ、私としてはそう持っ

てこられた以上はこれは全部、一応、目を

通しまして、そこでもまあ斑痕があるとすれ

ばそれについて調べると、そういうつもり

でとりかかりました。」「まず、一応疑わし

いものから検査していかなければ、たくさ

んの検査物がありませんでした、とにかく、

一番疑わしいと、検査しなければならぬ

というものから検査していきました。」「旨

証言するが、にわかに措信し難い。前記の

如き手順で検査を実施したからこそ、検査

未了である海軍シャツの印象が極めて薄弱

なことも当然と言えるのである。

第三 以上を要するに重要な論点をとりあげ考察を加えたが、証拠偽造等の疑念を差しはさむべき事実はいささかも存しない。被告は、原告那須隆が本件白ズック靴、同海軍シャツ付着の血痕は、捜査機関が偽造したものである旨主張（具体的事実を指摘して主張するものではない。）するので、仮りにそのような想定に立って考察を加えてみると、以下述べるとおり、はなはだ理解し難い矛盾に達着することになる。

一 まず偽造を想定するならば、その時期は、前記第一、六の経緯に照らし、引田医師の鑑定後で科捜研に嘱託するまでの間と解するのが常識に合致するであろうが、本件白ズック靴は引田医師が血痕付着を認めない旨の鑑定をなし、次いで科捜研においても本件白ズック靴よりの血痕は証明し得ないとしていることは、右ズック靴に人為的な手（偽造）の加えられなかったことのないよりの証左である。また、第二、一、三記載のとおり本件白ズック靴についてQ式検査がなされていないことは、その後においても人為的な手（偽造）の加えられていないことを示すものである。右事実を照らす時、科捜研に嘱託するにあたり、本件海軍シャツのみを偽造したとするのは、理解し難い。それを疑うるのであれば、用意周到な捜査機関は、権威筋である科捜研に嘱託するにあたり（特に本件白ズック靴については、血痕付着の積極判断を得ることにその目的があったといえる）、

逮捕の決定的証拠となった本件白ズック靴にこそ人為的な手（偽造）を加えて然るべきものである。前記第一、第二記載のとおり、各鑑定を時間的推移（現実）に検査を実施した日時）に従い、且つ、本件白ズック靴、同海軍シャツを統一して考察（この点は捜査機関の意図を理解するうえで極めて重要である。）するならば、偽造等の疑惑は私拭し得るのである。更に第一、八、二記載のQ式検査の経緯をみても、偽造等の疑惑を差しはさむ余地はない。

二 また、本件海軍シャツ付着の血痕の成因については、控訴審において東北大学の村上教授が第一、一二記載のとおり鑑定し、多くのものは位置、形、量から考えて本件犯行態様によって生じ得る（むしろ成因が単純ではないことに注意すべきである。）とされ、特に注目すべきは（本鑑定の主目的でもあった）、ポケットの裏に斑痕があった事実であり、同教授は「この斑痕は血液に汚れた物をこのポケットへ入れたために生じたであろうと考えられる」旨鑑定しているのであって、本件海軍シャツの斑痕状況に人為性を考えることは到底困難である（ポケットの裏に斑痕を偽造するものを予想し難い）。

三 更に、東京大学古畑種基教授は、昭和二六年八月二一日（第二審）公判廷において、

問 右証第三号開襟シャツに付着してあるような血痕は死後十六日以上を経過した人の血によって生じ得るものであるかどうか。

答 そのようなことは人工的処置を加えない限り殆ど不可能であると思います。

問 人工的処置というところ……

答 腐敗しないように又凝固しないように血液を処置して置くことであります。

尤も絶対的に不可能とは言ひ切れませんが、シャツにあのような斑点をつけることは困難だと思えます。証第三号シャツの血痕が飛沫によって生じたものと認められるから、その血痕を人工的に付着したものと認めませんでした。

旨述べ、本件海軍シャツ付着の血痕は人工的なものと認められないと証言しているのである。万一後日作為により付着させられた可能性があるとすると、そのためには被害者の血液（しかも腐敗や凝固してない、いわゆる生血）が絶対に必要であることを証言している。捜査機関が、本件発生後被害者のいわゆる生血を保存（当時は技術的に困難である。）していた事実はないし、また捜査上その必要はなかったのである。このことは、原告那須隆を逮捕後、同人の血液を採取して鑑定の結果、被害者と同一のB型であることが判明し、更にABO式以外の血液型検査の必要をみるに至った際その後の、平嶋鑑定、三木鑑定等いずれも犯行現場の畳に付着した被害者の血痕を鑑定に供している事実からも容易に知ることが出来る。

四 最後に、本件海軍シャツ付着の斑痕の色あいについて検討する。

これについては、古畑教授が

答 色の判別は同じ色を見てもそれは見る

人の感じで表現のし方が違うものですか、本件の色についてはあまり問題にならないのではないかと思います。

私の赤褐色というのは赤味がとれて褐色となったものを指すのです。現実には右シャツには二様色のものがあつた訳ではありませんから、従って引田先生と私の色に対する判定の相違であると思えます。

問 又国家地方警察本部科学捜査研究所法医学課の、外一名作成の鑑定書には「褐色」とあるが、これはどうか。

答 それは広い意味で使つたものと思えます。褐色の中には、赤と暗とがあるので、それ故それはいはれた意味はないと思えます。

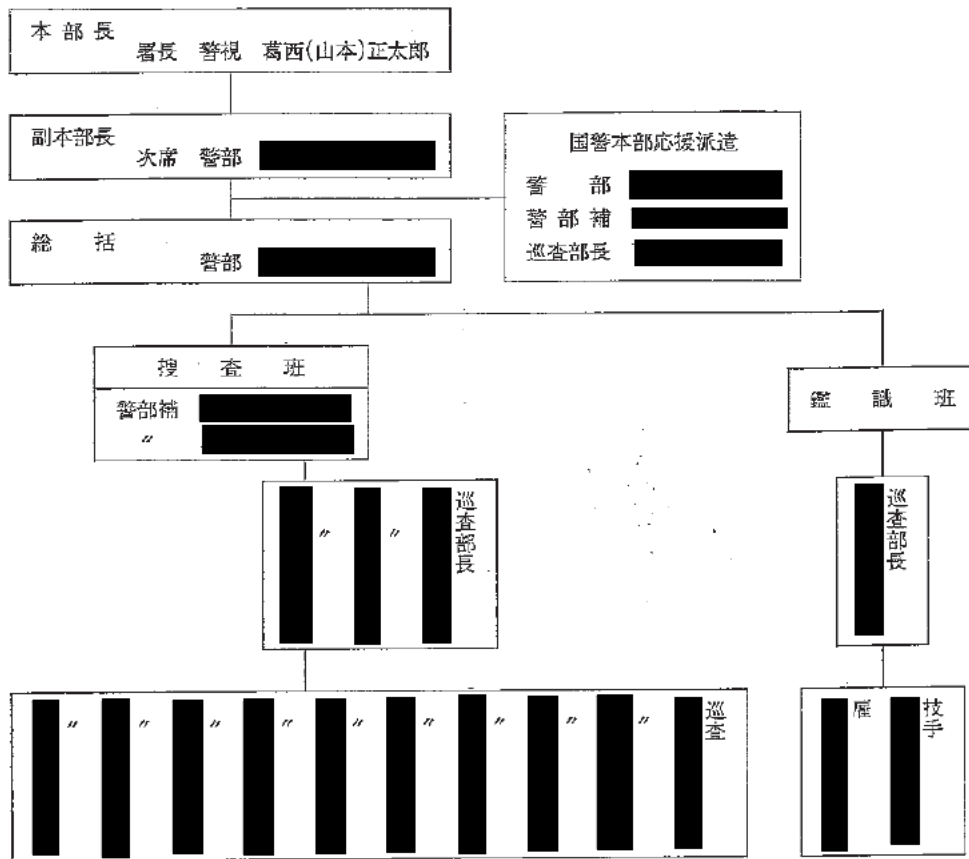
問 色の区別の標準は……。

答 その時の色の度合、溶解の度合でいろいろ呼んでいのが大体の標準でありますが、その外に見る人の眼によつても違いますから、はっきり決めることはむづかしいと思えます。

旨証言しているとおり、その表現方法が確立（例えば色名帳の如き共通の標準色を設定して表現する。）していたわけでなく、各人各様にその感じを表現しているのである。しかも血液が凝固し変化していく色あいは複雑で、相当微妙な表現を伴なわざるを得ない（このことは日常経験的に容易に理解し得る。引田医師の前記第二、二、三、(三)記載の証言でも、血痕という前提であるかは別として、「あせたような褐色」、「灰色がかつたあせた様な黒ずんだ色」と

別紙 特捜本部編成表

昭和24年8月6日



いい、同一色とはいいい難い表現をしてい
る。)
付着斑痕を、血痕と感じたか、その他の
汚れと感じたかの区別は、経験上比較的確
実な証言を求めうると解されるが、血痕の
色あいについて、これを見分した者の表現
の差異をとらえて、過大に証拠評価するの

は当を得ないと考える。再審判決は、「証
人 ■■■ は灰色がかつた赤紫(ぼたん色
がかつたねずみ色)といい、証人山本正太
郎は灰色がかつたピンク(赤みのあるねず
み色)と赤みがかつた鈍い紫色(赤ぶどう
酒のような色)との間の色といい、証人 ■■■
はあかるい紫(藤色)とあかるい赤

紫(つつじ色)との間の色かまたはあざ
い紫(紅藤色)と紫がかつたピンク(薄紅
色)との間の色であったと証言し、三者三
様の色合いを供述しているのである。本来
同じ色合いの印象であるべき筈のものが、
前記色名帖に照らし三者の色合いに濃淡の
相違があることは解せないことである。」
旨判旨するが、そもそも、二〇年余りも経
過後に右のような証言を求め、その証言の
差異を過大に評価するのは正当とはいいい難
い(既に述べたとおり、■■■、山本正
太郎、■■■、松不明等は、再審廷にお
いて極めて率直に証言しているのである
が、記憶喚起のための適切な配慮を欠いた
ため、重要な証言がなされておりながら、
これから多くの重要な事実を引き出す機会
が失なわれている。)

以上詳述したとおり、もとより原告等主
張の如き捜査機関が右証拠品を偽造した事
実は存在しない。

再審判決は、本件白ズック靴及び同海軍
シャツについての鑑定に關し、数多くの重
大な事実を無視乃至誤認したうえで証拠評
価を加えているのであって、到底承服し難
く、これの正当性を前提とする本件訴は棄
却されるべきものと信ずる。

別紙 準備書面(一)

被告は、昭和五三年五月二五日の本件第
三回口頭弁論期日においてなされた証人松
木明、同■■■の各証言を踏まえたう
え、準備書面(一)を次のとおり補足し、右両
名の証言が十分に信用しうることを明らか
にする。

一 被告は、準備書面(一)第二、三、四にお
いて、松木明、■■■作成名義の本件海軍
シャツに關する鑑定書に記載されている。
「(一)付着せる斑痕イ、ロは血液である。
(二)其の血液は人血である。(三)其の血液型
はA B O式に於てはB型、Q式に於ては
Q型である。高岡参のハ点、ニ点につい
て血液試験を行った処顯著な血液反応を
示した。」

旨の鑑定内容は、A B O式検査については
昭和二十四年八月二三日ころ実施したもので
あり、Q式検査については同年一〇月一五
日ころ実施したものであり、右二回にわた
る検査結果を一連の鑑定書に記載したもの
であることを指摘した。そして、先日松木
医師、■■■技官もこれを認める証言をし
た。

ところで、右事實は、前記鑑定書(乙一
一一号証)と■■■作成の乙一一二号証
の二の報告書(写真添付)とを比較検討す
ることによつても、容易に確認することが
できる。

すなわち、右報告書中三枚目の写真にか
かる説明記載に、

「四 胸の○○○ ○○○の痕の斜下
方の穴は松木医師の左肩の血痕試験のた
め対照として切りとつた処。」

とあるが、これを前記鑑定書(乙一一一號証)
の図参でみると、「胸の○○○ ○○○
の痕」とあるのは「へ」及び「こ」の部分
に該り、「斜下方の穴」とあるのは「ト」
の部分に該り、「左肩の血痕」とは「イ」
の部分に該ることが明らかである。そうし

てみると、「ト」の部分は「イ」の部分のQ式検査の際に対照として切りとったところなのであり、鑑定書には血痕付着部分のように記載されているが、右記載は誤記であったことを知ることが出来る(なお、右鑑定書図参の「ト」の部分の表示が、他の血痕付着部分の記載と異なり塗りつぶしてないことや、図四の重要とみられる斑痕に「ト」の部分の記載がない点に注目すべきである。また、鑑定書の「二、斑痕付着の状況」の記載中

「へ点及ト点は上方斑痕部に平行した近くから滴下した如く認められ」とあるのは、「へ点及びニ点」の誤記ということになる。そもそも「へ点及びト点」と記載したのでは「滴下」の表現と齟齬することになるのである、右訂正により文意が明瞭となることは、右指摘の正しさを示すに依り証左である。

一方、鑑定書(乙一一一号証)には、本件海軍シャツの背面図を掲げ対照とした個所の記載があるから、松木医師は対照の点として「ト」の部分と背面部分の二箇所を切りとっていたことがわかる。同一機会の検査の対照の点を二箇所切りとる必要はないから、松木医師が本件海軍シャツについて二回にわたって検査を実施したことが明白である。すなわち、昭和二十四年八月二三日ころ実施したA B O式検査においては、血痕付着部分である「○対照の点」とある部分を切りとって検査に供し(準備書面(一)、第一、五、1参照)、その際、前記背面部分を対照の点として切りとったので

あり、同年一〇月一五日程実施したQ式検査においては、血痕付着部分である前記「イ」の部分と切りとって検査に供し、その際前記「ト」の部分と対照の点として切りとったのである。このように本件海軍シャツ、白ズック靴に関する松木ないし松木、作威名義の鑑定書には誤記や不正確な記載が散見されるのであるが、準備書面(一)第一、一〇において述べたとおり、それが意図してなしたものでないため、仔細な検討を加えることによって多くの重要な事実を知ることが出来るのである。

以上の結果に照らしてみても松木医師及び技官の証言は充分信用しうると言える。

二 ところで、前記「ト」の部分が血痕付着部分でないことが明らかとなったから、村上次男作成にかかる鑑定書中前記「ト」の部分に該る「h」及びその両脇汚斑「w」「x」に関する記載、例えば

「53 …… h 血液ならば、右稍上又は左稍下から来て当って出来たであろうとも考へられる。但し、現在資料Gを観察するとxやwは血液の付着する尖ったものが触れて出来たと考へられる。このもの(尖ったもの)が、hに触れて然る後に、x、wを描いたとすれば、相反する二つの方向なる点が独特である。hも亦x、wと同じく血液の付着するものが触れて出来たと考へられぬこともない。」

「60 ……汚斑hは右稍上又は左稍下から飛び来た血液の粒によって出来たと考へられる。この汚斑も、本件の襲撃の際、凶器を刺し初めてから抜き終る瞬間の間に被害者の創口から直接血液を受けて生ずる可能性は甚だ少いと考へられる。しかし、先に述べた様に、被害者の創口から出る血液は加害者の右の手拳に触れる可能性があるので、こうして、方向を転じた血液の粒ならば、この汚斑hの様な汚斑を作る可能性は充分考へられる。

汚斑xと汚斑wとは血液の付着する尖ったものが触れて出来たと考へられる。恐らくこういふ物が先づ、まだ乾燥せぬ汚斑h(血痕h)に触れ、動いてこの様な汚斑が出来たと考へられる。之等の汚斑は本件の襲撃の際、凶器を刺し初めてから抜き終る瞬間の間に、被害者の創口から直接血液を受けて生ずる可能性はないと考へられるけれども、この様な可能性のある汚斑hから二次的に生ずる可能性は充分考へられる。」

そのうえで右鑑定書を検討しなおすならば、前記一指摘の事実により内容に何等矛盾をきたすものではなく、むしろ、一層本件海軍シャツ付着の血痕の多くのものは位置、形、量から考へて本件犯行態様によって生じ得るとの鑑定結果に合致することになるのである。このことは極めて重大な事実であると言わざるを得ない。

三 被告は、準備書面(一)第一、一〇において、技官は松木医師のもとで実施した鑑定結果について、逐次弘前市警察署長宛に鑑定報告書を提出していたのである

が、本件公判請求後、右鑑定内容を鑑定書の形式で書証化することとされ、そのころ一括して松木明あるいは松木明、名義の鑑定書(本件白ズック靴、海軍シャツに関するもの)が作成されたものであることを指摘したが、松木医師、技官もこれを認める証言をした。

しかるに一部に右松木、証言を疑うむきもあるので一言する。捜査が特に逮捕請求時や被疑者の身柄拘束後等一刻を争う状況に至ると、鑑定書のように書類の作成に手間どるものについては、とりあえず報告書形式(電話聴取書等)による場合も多い。鑑定結果を簡潔に記載して資料化し、右書面で捜査手続を進め、鑑定書の完成を待つことが通常行われているところである。本件においても、白ズック靴、海軍シャツの鑑定結果こそが捜査方針を決定したから、松木医師にその判断を求めたのであり、右鑑定結果は、とりあえず報告書に記載されて捜査手続が進められたと推察されるのである。ところで、報告書は警察職員から署長宛に報告する形式をとるのが一般であるから、本件でいえば、技官が自己名義で松木医師の鑑定結果を署長宛に報告する形式がとられ、また、その内容は性格上当然鑑定経緯を詳しく報ずるものではなく、なかつたとみられる。そのため、本件公判請求後、作成の右鑑定報告書では立証上適切ではないとして、松木医師作成の鑑定書を必要とするに至ったのである。そこで、技官が鑑定報告書を取りまと

めて鑑定書とする作業を行ったのであるが、準備書面(一)第一、一〇、一記載の事情も加わったうえ、そのとりまとめ方が前述した乙一一一〇号証にみられるように二回にわたる鑑定結果を一回の検査結果として記載するなど極めて軽率かつ稚拙であったため、誤記等を多々生ずることとなり、また、松木医師もこれに充分検討を加えなかったため、右誤記等を発見するに至らなかったのである。

なお、同医師の証言によると、本件捜査当時の同医師の認識としては、科捜研や三木敏行作成の鑑定書等が公判廷に提出される正規のものであり、自己名義の鑑定書は捜査過程を明らかにする捜査本部のメモ書程度のものというのであるが、当時の捜査の進展状況に照し、また事実三木鑑定等がなされていることを考えると、当時の同医師の心情を理解することができ、これを異とすることはできない。このことは、同医師が容易に発見しうる誤記を見落したり、書面中空白箇所をそのままにしていたり、署名も技官におこなわせていることなどからも窺い知ることができ、

とて、技官は右の経緯で鑑定書を作成しおえた段階で、もはや鑑定報告書を必要なものとして即断しこれを破棄してしまつたため、捜査記録中に右鑑定報告書は現存しない。しかし、鑑定報告書が存在したことは次の事実からも疑いを容れる余地はない。すなわち、昭和二十四年八月二二日付の逮捕状請求書に「……該ズック靴(本件白ズック靴のことである。)を松木医師

に鑑定方依頼(付着している血痕を)の結果、被害者と同様B型なること判明……」と明示して記載していることからみて、捜査本部は松木医師から本件白ズック靴に付着する血痕がB型である旨の鑑定結果を得て逮捕状請求に踏みきつたことが明らかであり、右鑑定結果(その内容は本件白ズック靴に関する乙七八号証の鑑定書と同一である。)を何等かの形式で書証化して右逮捕状請求の疎明資料としたと解さざるを得ないが、捜査記録中に右疎明資料は現存していない(乙七八号証は当時作成されていなかったことが明らかであるから、同書面は疎明資料たり得ない)。しかし、裁判官が右の点に関する何等の疎明資料がないに逮捕状の発布をしたとは到底考えられない。故に右鑑定結果について

名義の昭和二十四年八月二二日付鑑定報告書が作成され、これが疎明資料となつたとみるほかない。以上の事實は、既に準備書面(一)第二、一で詳述した本件白ズック靴に関する乙七八号証の鑑定書が昭和二十四年八月二二日実施の鑑定結果を記載したものであることとの指摘の正しさを一層明らかにするものである(要するに、乙七八号証は右昭和二十四年八月二二日付鑑定報告書に基づいて作成されたのであり、その後同報告書は破棄されたため、現存していないのである。乙七八号証には、本鑑定は、「昭和二十四年十月十七日午後四時に着手し同十八日午後四時に終つた。」旨記載されているが、右記載は鑑定書の体裁を整えるための不正確な記載にすぎないことは既に指摘したとおり

であるが、更に付言すると、技官は昭和二十四年一〇月一七日東北大学法医学教室三木敏行助教授のもとに本件海軍シャツ等のQ式検査依頼のため来仙している事実があり、右事実をとらえても右記載が不正確なものであることは明白である。

以上の次第であるから、松木医師及び技官のこの点に関する証言も充分信用しうるのである。

別紙 準備書面(四)

一 本件海軍シャツに関する再審判決の判断の誤りについて

被告は、当初から、本件白ズック靴、同海軍シャツに付着していた血痕について、原告主張の如き捜査当局の意図的な付着による証拠偽造の疑念を差しさむべき余地が全くないことを強く主張し、その立証のため、新たに青森県警察本部鑑識課で保管し本件訴訟の提起までかえりみられることになつた本件鑑識関係文書を提出し、かつ、証人松木明、同被告申請証人に対してはできうる限り記憶を喚起させて正確な証言を求めよう努めてきたところであるが、御庁におけるこれまでの審理の結果、右の被告の主張は明白にすることができたものと信ずる。

ところで、再審判決の判文中「本件白シャツにはこれが押取された当時には、もと血痕は付着していなかつたのではないかという推察が可能となる」(傍点は被告指定代理人)旨述べる個所があり、原告の主張も概ねこれを抛り所とするものとみられるので、なお右の点について若干の考察

を加えておく。
1 まず再審判決には、本件白ズック靴、同海軍シャツに対する証拠価値判断の基本的考察方法を誤つた重大な欠陥がある。

すなわち、再審判決は本件捜査の推移を充分念頭においたうえ松木ないし松木・

作成名義の本件白ズック靴、同海軍シャツに関する鑑定書等の証拠価値を十分に検討すべきであつたのに、その内容、形式を表面的に観察するにとどまつたため、松木医師、技官の鑑定作業の経緯と真相を知る機会を失してしまつた。繁を厭わず再審判決の誤りを指摘すると、同判決は、(1)

技官は松木医師のもとで実施した鑑定結果について、逐次弘前市警察署長宛に鑑定報告書を提出していたが、本件公判請求後、作成の右鑑定報告書では立証上適切ではないとして、右鑑定内容を鑑定書の形式で書証化することとされ、その一括して松木明あるいは松木明・名義の鑑定書(本件白ズック靴、海軍シャツに関するもの)が作成されたこと、(2)技官が鑑定報告書を取りまとめ鑑定書とする作業を行った際、そのとりまとめ方が軽率かつ稚拙であつたため誤記等の形式的不備を多々生ずることとなり、また、松木医師も漫然右誤記等を看過したため右鑑定書記載の作成日付及び検査実施日付等は、鑑定書としての体裁を整えるだけとも言える不意な記載がされていて正確ではないことという重要な事実を看過した。かように再審判決は、本件刑事事件の真相

解明に不可欠な事実である右鑑定書記載の検査が現実に何時実施されたのか、その検査結果は正しいかという事実確定の必要性の認識において、基本的な視点が完全に欠落しているのである。そればかりでなく、再審判決は、逆に右鑑定書の作成日付検査実施日等についての不用意かつ不正確な記載から、本件海軍シャツ付着の血痕についてありうべからざる事実推定を行う心証を抱くに至ったと思わざるを得ないのである。

被告はこのような状況のもとでなされた再審判決の前記の如き「推察」には到底承諾することができない。しかし、被告はこの点に関し既に準備書面(一)、(二)において詳述しているものでこれ以上の再論を避けることとする。

2 次に再審判決には、本件海軍シャツの押取経緯の誤解又は不十分な理解による証拠価値判断の誤りがある。

すなわち、再審判決は、本件刑事事件の原第一、第二審で取調済である「昭和二十四年八月二二日付捜索差押許可状、司法警察員作成の同日付捜索調書、差押調書、原第一審検証調書の各記載および原一審証人

同那須とみならびに被告人の原一審公判廷における各供述記載」によって、「被告人は本件で逮捕された当日である昭和二十四年八月二二日には、午前八時頃から本件白シャツを着て自宅庭の松の木の手入れをしていたところ、警察官から弘前市警察署までくるように言われたため、同シャツを脱いで被告人方玄関から入って右側八

畳間の東側に接した六畳間の鴨居に打ちつけてあった衣服掛けにこれを掛けて着替えるの上同警察署に出頭したが、その後同日午後四時一五分から一時間にわたって警察官により家宅捜索がなされ、本件白シャツが右衣服掛より押取された旨認定しているが、以下に述べるとおり、はたして前記証拠によって右のように認定しうるかどうかは大いに疑問である。

まず再審判決が指示する前記証拠のうち、本件海軍シャツの捜索差押状況(右海軍シャツがいかなる場所にいかなる状態で存在したか)の考察にあたっては、捜索、差押調書にこれに関する記載がないため、第一審で昭和二十五年六月二七日実施された検証の結果が客観的には唯一にして最も重要な資料であることを銘記しなければならぬ。そして右資料によれば本件海軍シャツの捜索差押状況については、本件原第一審中に争いとなり、右検証の目的もこれの確定にあったことを知ることができ、そこで右検証調書の内容を検討するに、

そこで右検証調書の内容を検討するに、(那須隆)の四名が立会っており、その指示説明は、

(一) 立会人 の指示説明

去年八月二十二日被告人が本件殺人事件の容疑者として逮捕された後凶器等があるのではないかと考へ本現場に、部長、各刑事等、一諸に来て家屋内は勿論井戸、便所、下水流場、貯池、小舎等一切搜索した事は間違ありません本件で血がついてみると、云って押取され証

品となつてゐる白海軍用開襟シャツは幅二尺長さ四尺高さ二尺五寸位の丁度り、箱より箱の黒塗りに箱に衣類と共に入つて居たのから被告人の母が取り出した様に記憶して居ます。その様な箱はD部屋の押入に二、三個入つて居り中味は紙貼りをして居た様でしたが別に蓋を取つて見せてはくれませんでした。その時他にいろんな衣類も一杯見ましたが押取目録の謄本を渡すべく作成させた時刑事に対して白シャツ半ズボンと云つた様に記憶して居ります

(二) 立会人 の指示説明

去年の八月二十二日頃被告人が本件殺人犯容疑者として逮捕された日に本件犯行に使用したる凶器その他証拠品となるものがありやしないかと思ひ、警部補、各刑事等と共に本現場の家宅捜索を施行した事は間違ありません。その際便所、井戸その他覚しき所全部を搜索しましたが凶器の発見は出来ませんでした。当時私達はD部屋で確か被告人の母が頼示した被告人の衣類日用品等を扱つて見ましたその際見た被告人の衣類の中にはシャツ等があり然もそのシャツの中には紐がついたものもありましたがそれが何枚であったか現在記憶ありません。又当時C部屋の①個所の鴨居に吊るし架けられて居たシャツ一枚をも押取した事も間違ありません。その下方の畳上にズボンや革バンドがあつた様でした。唯そのシャツには紐がついて居なかつた様でした。本件公判廷で血がついてゐると云ふ事、証拠品となつて裁判所で領置してある白開襟シャツがそれであつたか

何うか現品を見なければ断言出来ません。当時の家宅捜索に要した時間は一時間以上と考へますがはっきりしません。又捜索の際には警部補が何時も我々係官と行動を共にして居た訳ではありませんから何時拳銃を発見、押取したか私には判りません。

(三) 立会人那須とみの指示説明

私方の間取り並に犯行当時に於ける模様については夫が説明した通り殆ど間違なく唯D部屋に臥して居たの頭は確かな南側であつた様に記憶して居ります本件発生により隆が容疑者として逮捕された後二回家宅捜索を受けましたが中一回目は私が立会い、二回目は夫が立会いました。私が立会った時は去年の八月二十二日その時隆が逮捕されて行く際着替へて行った所謂作業衣を脱いで行った場所は①地点で、此処にあつたシャツは畳の上にズボン、革バンドと共に置かれ紐のついた腕の細いものでした。別にそのシャツは鴨居に架け下げてありませんでした。又私方では各家族の衣類等は各個に箆笥の抽斗に名を表記して區別して居ります。従いまして家宅捜索を受けた当時は係官の命令通り隆の分だけ箆笥から出して見せたわけでした。別に黒塗りのりんご大の箱等出して警部補に見せた事は記憶ありません。そんな箱は私方に一つもありません。

(四) 被告人の指示説明

去年八月二十二日私が本件証拠品となつてゐる即ち血のついてゐると云ふシャツは庭の松の木手入れの際着て居りました。そ

して休んで居ました時に警察官が二人来て
 万の井戸を救へてくれと云って来まし
 たから「何するんだ」と聞きましたら凶器
 を探すんだと云って居りました。それで私
 も磁石を糸に結びつけて試してみたりしま
 したが何にも反応が出ませんでしたから帰
 りました。その後程なくして警察官が一
 本署まで来る様にと云って来たので、当時着
 て居たシャツを①で脱ぎ、鴨居に打ちあつた
 服架けにかけて行きました。(以上の傍点は
 被告指定代理人)

このようにして再審判決の前記のような認定
 に至ったのか理解に苦しむところである。

ちなみに原審(第一、第二審)では、本件
 海軍シャツの搜索差押状況について判旨す
 るところがなく、格別の不審を抱いた節は
 ありけられない。

被告としては、もし再審判決が本件海軍
 シャツの搜索差押状況を確認すべき必要性
 に想いを致したのであれば、乙八六号証を
 検討のうえ、少なくとも本件海軍シャ
 ツの第一発見者はかかか

明確にすべきものをその説明もせず、どう
 いう理由によるのか判断としないが前記の
 ような認定をした点には、非難を加えない
 わけにはいかない。

本件訴訟において、証人かかは、前記
 検証調査記載の指示説明のおりの経緯で
 本件海軍シャツを発見したこと、自己が右
 シャツの第一発見者であること、本件海軍
 シャツに血痕様の斑痕のあるのを認めこれ
 を差押えることにしたこと、現場では他の

捜査員らが多く衣類等を検分中でありこ
 れらと區別するためと見え右シャツを
 鴨居に打ちかけておいたこと、同人は搜索
 途中で那須隆を同行してその場を去った
 ため本件海軍シャツの差押手續をに指
 示したことを証言しているのである。

の右証言は前記指示説明とも矛盾す
 るわけではなく充分信用し得るだけの内容を
 有し、たやすく排斥できるものではない
 (なお、被告の準備書面(一)、第一、三本
 件海軍シャツの押収の記載中「ところで

警部補は、...着がえたものであつ
 た。」を本準備書面で述べたとおり訂正す
 る。)

このような次第であるから、再審判決が
 本件海軍シャツの搜索差押状況について述
 べるところは、到底承服し難く、慎重な検
 討を要するのである。

3 再審判決の本件海軍シャツ付着血痕
 の色合いについての判断は、同シャツの証
 拠価値を否定するため、これを見分した者
 の表現の差異をことさらにとりあげてした
 もので、不当である。

さらに再審判決は、鑑定人間あるいは捜
 査関係者間で、本件海軍シャツ付着の血痕
 の色合いについて表現の異なることを挙げ
 る。しかし、色の区別は我々の日常経験に
 照らしてみても微妙かつ困難であるから、

その表現の相違は、それ自体を強調するの
 ではなく、全証拠との関連を念頭において
 適正な証拠価値を試みるべきものである。
 まして二〇年余りも前に見た色合いについ
 ては尚更のことである。このことについて

は、特に捜査関係者の色に関する証言の評
 価に関連して既に準備書面(一)、第三、四で
 指摘した。

ところで、そもそも本件海軍シャツ付着
 の血痕の色合いに対する各鑑定間の表現
 が、再審判決が強調する程相違するといえ
 るかおおいに疑問であるので、以下に若干
 検討を加えておく。

被告は引田医師のもとに本件海軍シャツ
 が運び込まれなかったこと、従って同医師
 は右シャツの検分をしていないことを強く
 主張(準備書面(一)、第二、二参照)するも
 のであるが、検分したことがあったと仮定
 しても、刑事事件における引田証言の表現
 するところでは、「褪灰色色」、「あせた様

な褐色」、「帯灰暗色」、「灰色がかつたあせ
 た様な黒ずんだ色」などと言っており、科
 捜研の鑑定では「褐色」、「三木鑑定では「赤
 褐色」と表現されている。三木鑑定にいう

「赤褐色」は、同人が古畑教授直系の法医
 学者であるから、同教授の「私の赤褐色と
 いうのは赤味がとれて褐色となったものを
 指すのです」と証言するのと同趣旨と解せ
 られる。そこで、古畑教授の「褐色の中に

は、赤と暗とがあるのです。」「その時の色
 の度合、溶解の度合でいろいろ呼んでい
 るのが大体の標準であります、その外に見
 る人の眼によっても違いますから、はっきり

り決めることはむずかしいと思います。」「
 旨の証言に照らして検討してみると、いず
 れも通常ひろく褐色と呼ばれている範疇の
 ものとして了解することが十分可能なので

ある。右相違を過度に強調するならば、各
 鑑定の都度原告らが主張するところの偽造
 がおこなわれたと「推察」する他なく、も
 は合理的推測の域を越えることになるで
 あらう(なお、引田医師は、仮に本件海軍
 シャツを検分したとしても単に一見したに
 過ぎず鑑定の色をなしていないこと、その
 血痕の表現も前記のとおり一貫しておら
 ず、同一色といふ難い証言が変転してい
 ること、付着斑痕を血痕と感じたかその他
 の汚れと感じたかの区別さえ明確な証言を
 していないこと、同医師の「血痕の経時的
 変色に就いて」の表現方法は法医学者の共
 通の認識とはなっていないことなどからみ
 て同証言のみに過大な評価を与えることは
 不当という他ない。準備書面(一)、第二、二
 参照)。

右色合いの表現の相違についても、前記
 1で指摘した視点を基本にすえ、各鑑定を
 時間的推移(現実)に検査を実施した日時
 に従い、且つ、本件白スック靴、同海軍シ
 ャツを統一して考察(この点は捜査機関の
 意図を理解するうえで極めて重要である。)
 することが肝要なのであり、各鑑定を単に
 平面的に羅列して比較検討しても真相を発
 見する有効な考察方法足りえない。しかも
 被告指摘の右考察方法によれば、既に準備
 書面(一)、第三、一で述べたとおり、再審判
 決がいう様な「推察」の余地は全くなく、
 容易に原告らのいふような偽造等の疑惑は
 払拭し得るのである(なお、右指摘では偽
 造を引田医師の鑑定後で科捜研に嘱託する
 までの間に想定したが、科捜研の鑑定後で
 三木助教教授に対する鑑定嘱託までの間(権

鑑定の色合いに對する各鑑定間の表現
 が、再審判決が強調する程相違するといえ
 るかおおいに疑問であるので、以下に若干
 検討を加えておく。

威筋である科捜研の鑑定後に偽造が行われたと想定すること自体相当無理な設定であることを付言しておく。)に想定するも、右指摘と同様の結果をみるに至ることはあえて述べるまでもないであろう。

二 原告那須隆を除くその余の原告らの請求について

原告らのうち原告那須隆以外の原告らは、原告那須隆が不法に起訴され有罪の判決を受けたことにより損害を蒙ったとして本件訴を提起し追行しているが、その請求の法律的構成は必ずしも明確ではない。しかし、被告は本件刑事事件の捜査、公訴の提起、追行、裁判になら違法はないと確信するので、あえてこの点につき論ずる必要はないのであるが、念のためにこれに關し一言触れておく。

1 本件刑事事件の捜査、公訴の提起、追行、有罪判決等一連の手續乃至行為により、亡が原告那須隆の訴訟費用、弁護士費用等の支出を余儀なくされたこと、亡及び原告隆を除くその余の原告らが社会から白眼視され、種々の不利益を蒙ったことをそれぞれ損害として捉え、原告ら自身に対する不法行為を主張するのであれば、原告らのいう損害は、右一連の刑事事件の手續乃至行為と相当因果關係を欠く単なる事実上の不利益であつて民法七〇九条の損害とはいえないから、不法行為の主張としては主張自体失当である。けだし、刑事事件の被疑者被告人の近親者がこれらの者に対し当然にその費用を負担すべき義務はないし、また檢察、訴追され有罪判決

を受けた者の近親者が社会から蒙る事実上の不利益については、むしろそのような不利益な結果をもたらす社会乃至は個々の社会人の側にのみ問題があるからである。

2 つぎに原告らが、原告那須隆の受けた苦痛に關し民法七一条に基づき慰藉料を請求するというのであれば、原告らの中の原告那須とみを除く原告らは同条所定の近親者ではなく、同条は兄弟姉妹にまで類推適用できないから主張自体失当となる。また判例は、民法七一条に基づき慰藉料請求権は、生命侵害のときだけでなく身体傷害のときにも發生するが、そのためには、被害者の近親者において、被害者が生命を害されたときにも比肩すべき精神上の苦痛を受けた場合、又は右場合に比して著るしく劣らない程度の精神上の苦痛を受けた場合にかぎり、自己の固有の権利として慰藉料を請求しうる(最高裁判昭和三十三年八月五日第三小法廷判決民集一二卷一二号一九〇一頁、同四二年一月三十一日第三小法廷判決民集二二卷一六六頁)とする。この立場に立つても同条を無限定に拡張解釈できるというわけではなく、同条の文言からの違法行為と損害の態様を生命侵害に限っている点を考慮すれば、同条の拡張解釈として許容される限度は、生命侵害に準ずべき身体傷害にのみ限られるといふべきである。そうすると、亡及び原告那須とみの場合、その子たる原告那須隆において本件一連の刑事手續により身体傷害を受けた事実はなく、かつまた原告が刑事手續の客体とされたことを理由とする精神的苦

痛は右判決のいう苦痛とは異なるものであつて、同条による慰藉料請求権は發生することはないのである。

別紙 準備書面四

一 捜査官による原告らに対する取調について

原告らはこれまでの口頭弁論期日において、捜査段階で各自が受けた取調の状況について種々述べているが、結局のところ、いづれから違法不当な取調を窺わせるに足る具体的な事実が指摘されることはなかったものと理解され、被告としてはあえて反論の必要をみないが、なお念のためこれを刑事記録に基づいて若干の検討を加えておく。

原告那須隆は、逮捕された昭和二十四年八月二日の司法警察員に対する供述以来、一貫して犯行を否認していたものの、八月六日夜の行動(アリバイ)について十数回行先を変えたが、同年九月一〇日檢察官の取調に対しては「今ではどう考えて見ても家におつたと思う」と供述するに至り、更に同月二十九日檢察官に対して「私はその晩家におりました」「家におつた事は絶対に間違ありません」と供述し、その後公判廷においてもこれを維持した。

右のとおり、原告那須隆のアリバイに關する供述は変転を極めたため、捜査当局はその真偽の裏付けに過半を費やしたのであり、まさに本件捜査は同人の供述に振りまわされ続けたといつて過言ではなかつた。

一方捜査当局は、原告那須隆を逮捕するや、直ちに同人の実母原告那須とみ、実妹

、の取調を実施したところ、同女らの司法警察員に対する原告那須隆のアリバイに關する供述は区々で明瞭といひ難かつたものの、そのなかで捜査当局の注目を引いたのは、右が原告那須隆は当夜(八月六日)外出し夜おそく帰つた旨供述した点であつた。その後同女は昭和二十四年九月一日檢察官に対し前記供述を概ね維持しながらも、

「本年旧七月十二日すなわち新の八月六日の晩は私は九時一寸前頃自宅の十畳間に一番先に寝……兎に私は私が寝る時はおりません、隆は七時半頃シャツとズボンを着て何処かへ出て行き私が寝る迄は帰りません。

何処に行つたのか行先をいわないから知りません。

私は一度眠つてから夜中に目が覚めたところ、兎に私は十畳間に寝ておつた隣の母親と話をしておりました。

その時何処かで氷を削るような音がしておりました。

昨日警察で取調を受けた時、私は大抵午前三時頃に目が覚めて小便をしに行つているが、八月六日の晩にもそれと同じように午前三時頃に目が覚めたものと思ふように申しましたが、帰つてから母に相談をしたところ、その時間は午前三時頃ではなくてそれよりも四時間前である、即ち六日晩十一時過ぎであるといわれましたから、左様だろふと思ひます。」

旨供述を後退させている。

ところで原告那須とみら家族の者は第一

審公判以後においては、いずれも原告那須隆が昭和二四年八月六日夜在宅し、外出はしなかったことを一致して証言し、捜査官に対する前記供述を翻えているのではあるが、公判廷で、原告那須とみ以外には捜査官の取調を不当であったと主張する者はいなかった。

そこで、これについて原告那須とみが第一審公判廷で証言するところの、同女が昭和二四年一〇月一二日検察官から取調を受けた状況をみるに、確かに前記のとおり、**■**の供述が後述したことや、他にも検察官からみて、原告那須隆のアリバイ工作に狂奔しているのではないかと疑わざるを得ない事跡があったため、強い調子の尋問がなされたであろうぐらいの推察をし得るとはいえ、同女においてこれに強く反発したうえ、供述の途中において興奮して卓をたたき取調の終らぬうち部屋を出て行き、結局調書を作成するに至らなかったことが認められる。

以上捜査の経過と原告らの供述の推移とを見るならば、本件捜査の過程において捜査官が同人らに対して威嚇乃至誘導等違法不当な取調を行ったとは到底考えられず、刑事記録からもまた、右事実は容易に確認できるのである。

二 再審判決における **■** に関する判断について

再審判決は、「本件の真犯人は **■** であると断定」した。しかし、確かに「**■** は真犯人を名乗りでて以来棄却審、異議審ならびに当審に至るまで一貫して自分が

真犯人である旨不動の供述をしている」にしても、それだからといってその供述内容が真犯人でなければ絶対になし得ないものであるともたやすくは断定し難いのである。右供述自体から直ちに同人を真犯人なりとするほどの信憑性が認められるべきかは大いに疑問である。現に本件罪体と **■** とを結びつける資料は全く存しないのである。むしろ、再審棄却審が述べるとおり「**■** の供述自体には直ちにその全体の信憑性を損わしめるといふほどの矛盾不合理な箇所はない」というのが正当であろう。

そこで再審判決も **■** 供述の信憑性とは別個に、原二審判決が本件犯行を原告那須隆の犯行と認めざるを得ないとした証拠を逐一検討し、これをいずれも排斥したうえ、「本件を被告人(原告那須隆)の犯行と認めるに足る証拠がない」と認定しているのであり、右事実を踏まえて、前記の如く断定するに至ったと解するのが妥当である。しかし、右断定には、前述したとおりいささか飛躍があるといわなければならぬ。もとより、再審判決の核心は右断定にあるのではなく、原二審判決が本件犯行を原告那須隆の犯行と認めた証拠をそれ自体をとりあげて、積極的に排斥した点にある(右判断に前記 **■** 供述は直接のかかわりをもたない。)ことはいうまでもない(なお、再審判決は、以上の結論こそ再審棄却審と全く異なるものの、その論理構造は同一といえる)。

ところで本件訴訟の争点も、再審判決と視点は異なるものの、これによって排斥さ

れた証拠特に本件海軍シャツ及び白ズック靴の評価をめぐるものであり、要は原告らが主張する如く、捜査当局がこれらを偽造したものであるかにある。そしてこれの判断には、前述のとおり **■** 供述は決め手足りえないのである。言うまでもなく右証拠

自体をとりあげて虚心に評価すべきが肝要である。以上は当然ともいえるが、本件訴訟の証拠評価における基本的態度として確認しておく必要があるものと考え、あえて述べた次第である。